

第2回

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会

日 時 平成25年6月12日(水)

15:30~17:30

場 所 高知市本町5-3-20

高知共済会館 3階 桜の間

会議次第

1 開 会

2 挨拶

高知県土木部長 奥 谷 正

3 委員長挨拶

4 委員の紹介

5 議 題

- (1) 県内建設業を取り巻く状況等について
- (2) 前回の議論整理と建設業活性化への方向性について
- (3) 検討委員会の今後の議論の方向性について
- (4) その他

6 閉会

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会委員名簿（五十音順）

委員氏名	役職等
大年 邦雄	高知大学教授
大西 勝也	黒潮町長
仙頭 ゆかり	安芸市自主防災組織連絡協議会副会長
高橋 淳一	高知県商工会議所連合会専務理事
中野 晋	徳島大学大学院教授 環境防災研究センター 副センター長
西野 精晃	高知県建設業協会副会長
藤山 究	四国地方整備局技術調整管理官
宮田 喜弘	高知県建設業協会総務委員会委員長
渡邊 法美	高知工科大学教授

高知県地域防災力維持確保対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南海トラフの巨大地震への対応を含め、大規模災害時における県民の安全・安心を確保するため、建設業が担う公的な役割やその課題を整理し、行政と建設業界との連携のあり方や地域をよく知る建設業者の確保など、地域防災力を維持・確保していくための方策を検討することを目的とし、有識者、関係団体等からなる高知県地域防災力維持確保対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、南海トラフの巨大地震への対応を含め、行政と建設業界との連携のあり方など、地域防災力を維持・確保していくための方策を検討し、知事に対して意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長があたる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

4 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決することができない。

5 会議は公開とする。ただし、委員の全員が同意し、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部建設管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行日等)

1 この要綱は、平成24年6月14日から施行し、平成26年3月31日をもって廃止する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

(施行日等)

この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

議 題 1

県内建設業を取り巻く状況等について

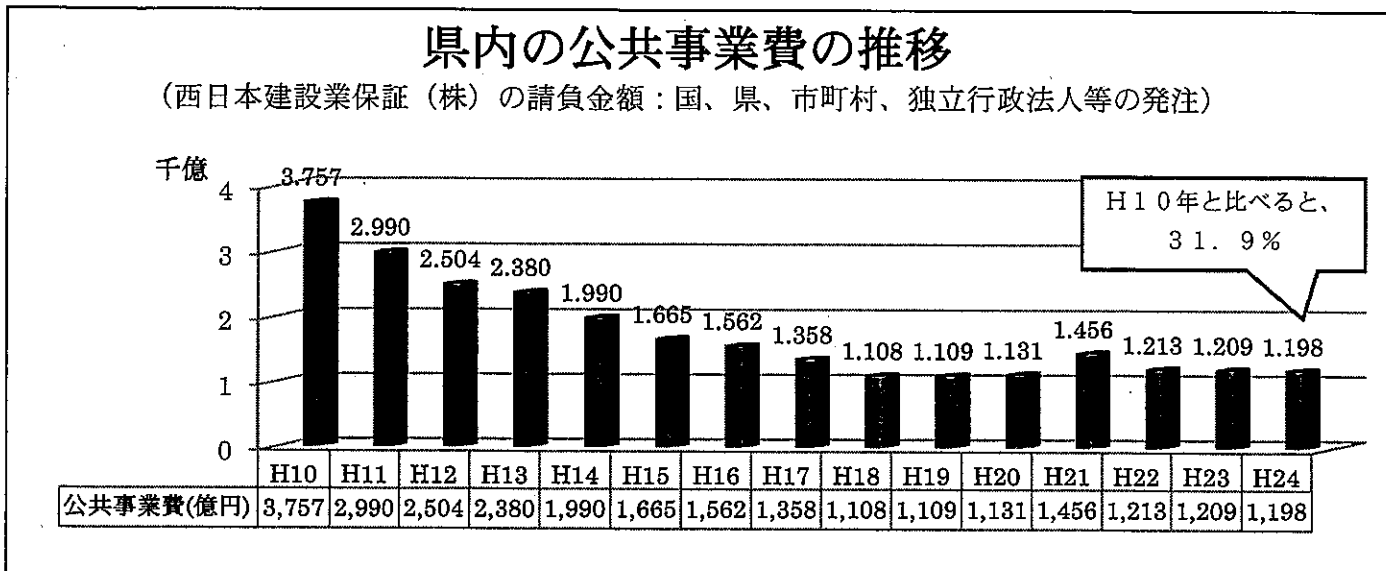
1 建設業を取り巻く環境の変化

1 建設業を取り巻く環境の変化

(1) 公共事業費の推移

① 県内の公共事業費の推移

県内の公共事業費（西日本建設業保証（株）の保証請負金額）は、平成10年の3,757億円に対し、平成24年には1,198億円と14年間で31.9%にまで減少している。

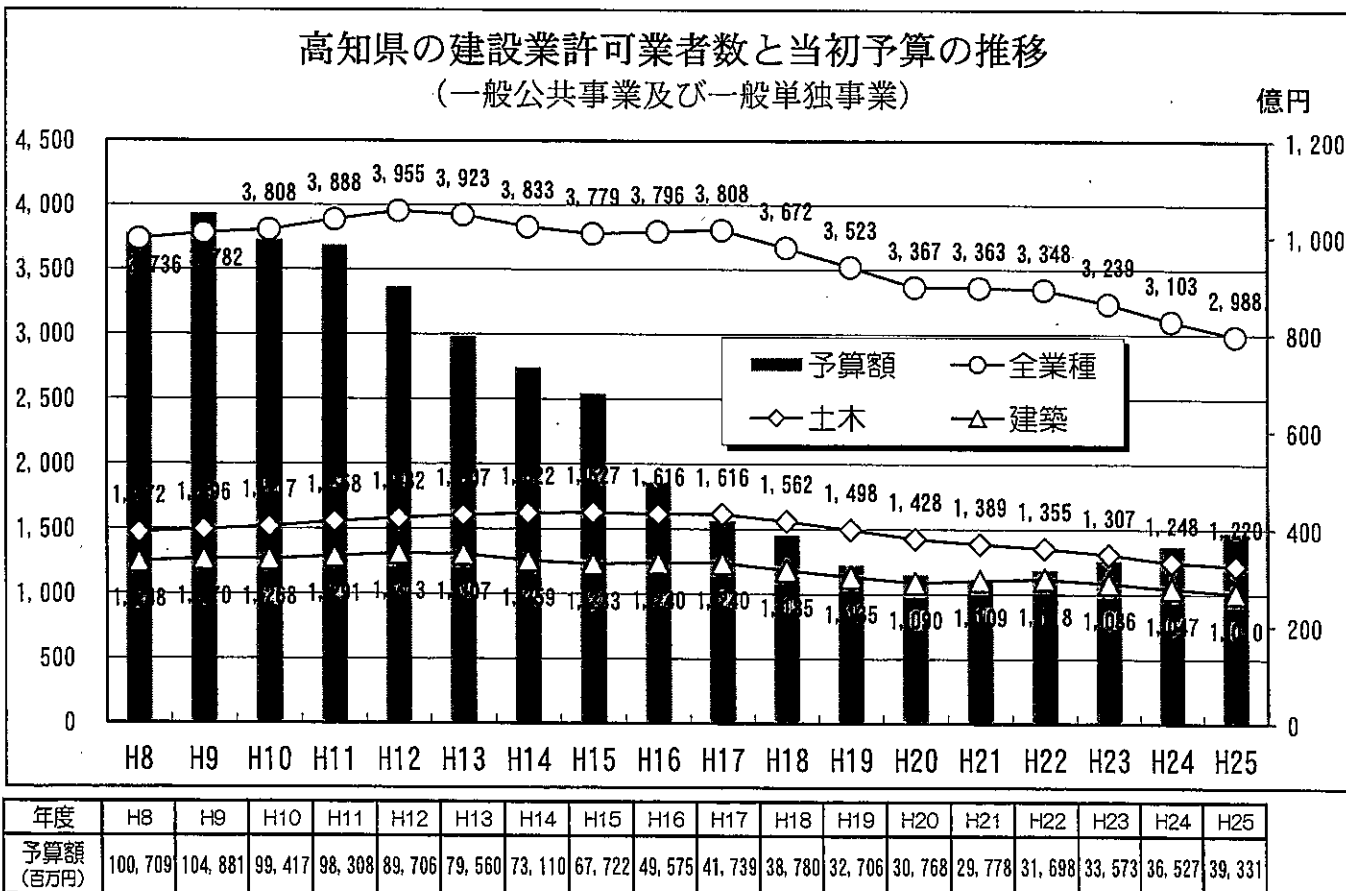


(2) 県内の建設業者の状況

① 県予算（当初）と県内の建設業許可業者数の推移

本県の当初予算（一般公共事業及び一般単独事業）は、平成9年度の1,048億円をピークに、平成21年度には297億円とピーク時の28.4%にまで下落し、その後徐々に増加、平成25年度は393億円（ピーク時の37.5%）となっている。

一方、本県の建設業許可業者数は、平成12年の3,955社をピークに、平成25年には2,988社とピーク時の75.5%となっている。



建設企業の小規模化(地方圏ほど進展)

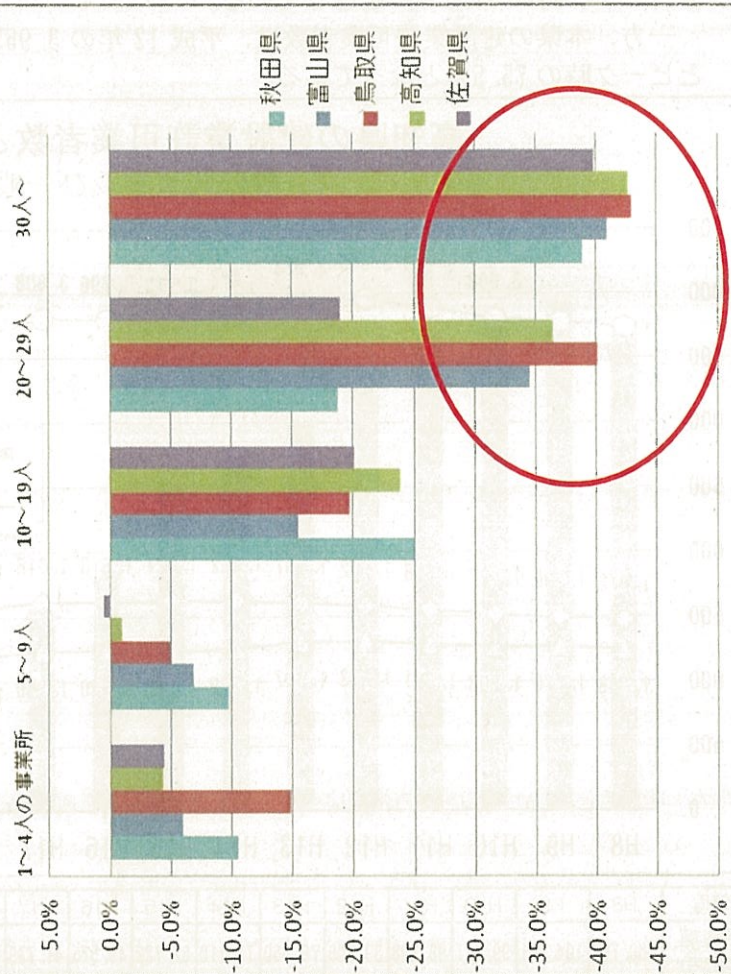
- 中規模(従業者10人)以上の建設企業の数が大幅に減少し、小規模の建設企業の割合が増加。
- 小規模化の傾向は、地方圏で顕著。

許可業者の減少率

秋田	▲6.7%	東京	▲11.1%
富山	▲5.1%	大阪	▲15.4%
鳥取	▲3.8%	愛知	▲4.4%
高知	▲5.5%	神奈川	▲7.6%
佐賀	▲8.9%	埼玉	▲9.7%

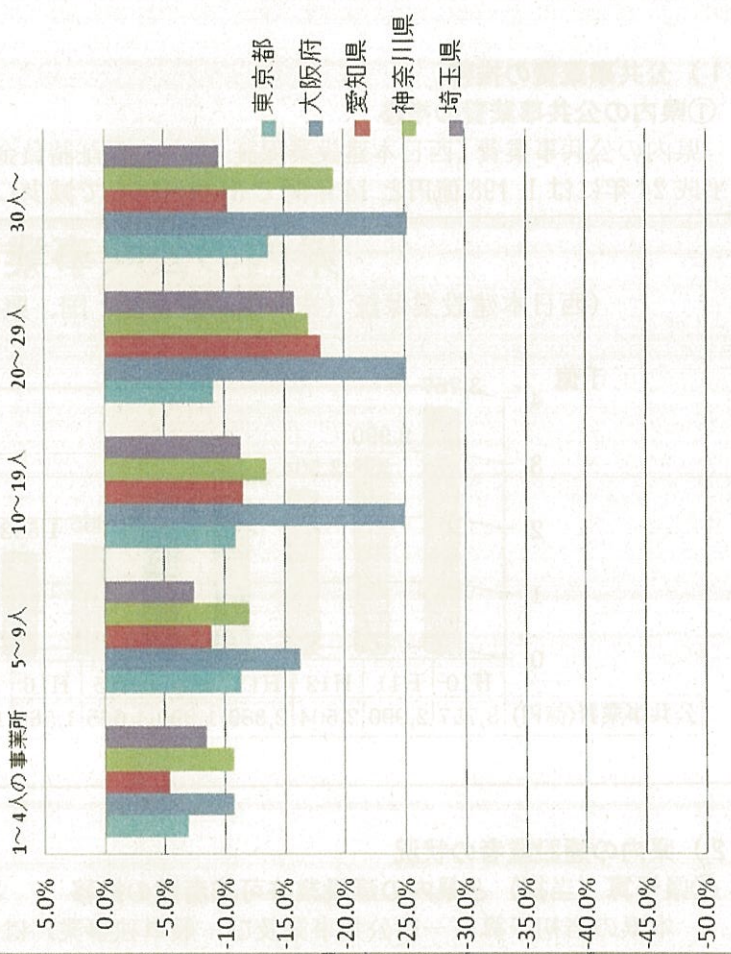
事業所数の減少率(H11→H18地方圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



事業所数の減少率(H11→H18大都市圏)

【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11、H18)】



②入札参加資格者数の推移

全業種の県内建設工事入札参加資格者数は、平成13年の1,965社をピークに、平成25年は1,425社（対H13比:72.5%）に減少、土木一式の入札参加資格者についても、平成15年の1,263社をピークに、平成25年は、929社（対H15比:73.6%）と減少している。

		2013/4/1現在																		
業種・年度		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			
土 式	A	133	138	166	200	209	30	31	31	17	19	18	20	19	25	26	26			
	B	369	470	427	435	437	209	207	217	215	246	221	217	210	217	217	227			
	C	458	387	368	338	324	570	588	593	522	469	432	352	331	327	328	304			
	D	214	196	253	262	284	454	428	395	439	413	415	433	429	404	376	372			
	計	1,174	1,191	1,214	1,235	1,254	1,263	1,254	1,236	1,193	1,147	1,086	1,022	989	973	947	929			
建 式	A	102	99	103	111	111	104	106	108	98	99	97	77	77	85	92	95			
	B	95	151	128	120	116	136	117	124	112	105	93	104	96	99	108	114			
	C	189	163	196	197	191	180	184	160	158	157	125	101	104	93	95	81			
	D	131	114	101	100	110	95	95	108	108	96	96	122	125	116	93	90			
	計	517	527	528	528	528	515	502	500	500	476	457	411	404	402	388	380			
大 工	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	B	4	13	12	9	16	15	20	21	33	31	26	24	27	30	31	30			
	C	17	11	14	21	16	17	13	14	—	—	—	—	—	—	—	—			
	計	21	24	26	30	32	32	33	35	33	33	26	24	27	30	31	30			
	左 官	A	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1		
B		1	1	3	3	4	5	6	5	8	7	6	8	7	8	7	8			
C		4	5	5	6	4	3	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—			
計		5	6	8	9	8	9	12	11	11	8	7	8	7	8	8	9			
と び 土 工		A	29	47	66	84	91	119	113	109	56	60	64	65	66	78	97	98		
	B	225	299	342	371	404	396	399	401	750	722	706	683	682	682	646	637			
	C	307	249	269	259	268	264	282	302	—	—	—	—	—	—	—	—			
	計	561	595	677	714	763	779	794	812	806	782	770	748	748	760	743	735			
	石	A	3	9	11	10	11	20	29	27	0	1	0	0	1	1	1	1		
B		38	40	50	63	83	77	77	82	167	162	160	154	154	154	150	154			
C		30	33	42	41	45	47	40	55	—	—	—	—	—	—	—	—			
計		71	82	103	114	139	144	146	164	167	163	160	154	155	155	151	155			
屋 根		A	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	B	6	11	12	12	13	12	14	19	31	33	28	28	29	32	30	30			
	C	17	14	13	16	16	20	20	17	—	—	—	—	—	—	—	—			
	計	23	25	26	29	30	32	34	36	31	33	28	28	29	32	30	30			
	電 気	A	31	34	44	45	52	54	50	46	40	48	46	41	44	50	54	52		
B		98	112	96	101	89	99	98	87	162	151	150	151	144	142	132	129			
C		59	44	53	50	59	50	58	75	—	—	—	—	—	—	—	—			
計		188	190	193	196	200	203	206	208	202	199	196	192	188	192	186	181			
管		A	35	48	51	61	63	62	58	62	56	60	58	41	43	51	57	62		
	B	129	185	213	211	224	242	247	234	392	387	369	374	363	345	337	325			
	C	158	116	115	121	135	132	144	156	—	—	—	—	—	—	—	—			
	計	322	349	379	393	422	436	449	452	448	447	427	415	406	396	394	387			

入札参加資格者数の推移 (各年度4月1日現在)

2013/4/1現在

業種・年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
タイル れんが	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	4	7	11	10	12	16	17	23	23	19	18	18	20	17	18
	C	8	8	5	9	8	10	10	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	12	15	16	19	20	22	25	27	23	23	19	18	20	17	18
鋼 構 造 物	A	8	13	23	25	31	48	46	11	10	11	10	12	13	14	13
	B	71	83	94	116	136	132	136	265	252	247	237	241	253	252	259
	C	59	53	66	62	72	78	87	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	138	149	183	203	239	255	258	269	276	262	247	253	266	266	272
鉄 筋	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	0	3	3	3	5	4	8	8	8	7	8	7	7	7
	C	1	1	2	2	4	3	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1	1	5	5	7	8	10	10	8	8	7	8	7	7	7
舗 装	A	21	36	57	67	67	83	82	47	45	42	32	35	40	39	45
	B	162	206	216	244	286	284	278	518	502	485	473	469	469	459	459
	C	186	151	168	164	171	182	206	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	369	393	441	475	524	549	566	566	565	547	505	504	509	498	504
しゅん せつ	A	12	17	25	31	34	53	54	16	16	13	10	8	9	12	10
	B	87	112	125	145	160	152	157	284	279	276	265	271	271	262	268
	C	73	60	70	65	76	82	90	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	172	189	220	241	270	287	292	301	300	295	275	279	280	274	278
板 金	A	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	1	1	1	2	3	2	4	3	8	7	7	7	7	5	6
	C	3	2	3	1	1	3	5	5	—	—	—	—	—	—	—
	計	4	4	5	4	5	5	9	8	8	8	7	7	7	5	6
ガ ラ ス	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	1	1	2	2	2	3	3	8	7	8	8	9	7	8
	C	3	2	3	2	3	3	5	5	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	3	4	4	5	5	8	8	8	8	7	8	8	7	8
塗 装	A	7	13	14	14	18	24	25	30	16	17	13	9	16	17	18
	B	47	62	68	76	88	87	91	160	152	151	152	157	147	143	144
	C	52	38	50	51	55	60	61	57	—	—	—	—	—	—	—
	計	106	113	132	141	161	171	177	178	176	169	164	162	166	163	162
防 水	A	1	1	3	2	4	5	5	3	3	4	4	1	3	4	4
	B	13	31	26	35	36	31	32	40	68	65	62	68	65	67	67
	C	30	17	24	21	21	27	31	26	—	—	—	—	—	—	—
	計	44	49	53	58	61	63	68	69	71	69	66	69	68	71	71
内 装	A	1	1	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1	2	3	3
	B	11	13	17	19	20	16	23	26	45	43	35	34	38	36	41
	C	17	19	16	18	15	23	22	22	—	—	—	—	—	—	—
	計	29	33	35	39	36	40	47	50	47	45	37	34	35	40	39

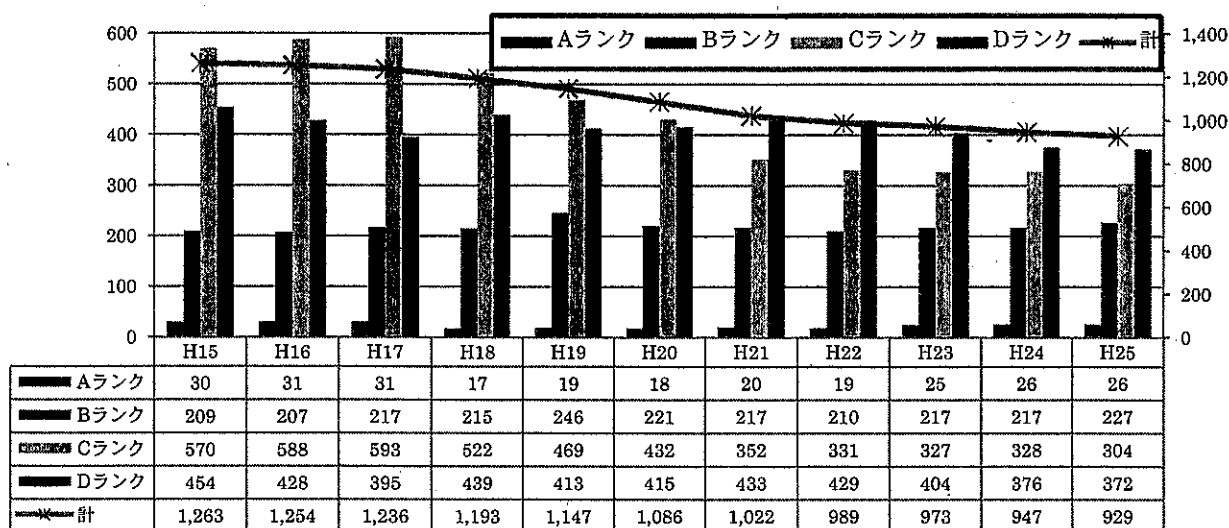
入札参加資格者数の推移 (各年度4月1日現在)

業種・年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
機械器具備設	A	1	1	1	2	4	4	1	4	3	5	5	6	9	14	16
	B	17	28	26	25	21	25	32	56	58	55	56	56	61	56	56
	C	30	19	22	24	24	27	24	—	—	—	—	—	—	—	—
計	48	48	49	53	51	49	56	57	60	61	60	61	62	70	70	72
熱絶縁	A	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	2	1	2	1	2	4	3	6	6	5	5	4	4	4	5
	C	2	3	3	2	1	2	3	—	—	—	—	—	—	—	—
計	4	5	5	4	3	4	6	6	6	6	5	5	4	4	4	5
電気通信	A	0	2	2	1	3	3	4	5	8	9	10	11	9	11	10
	B	12	12	11	11	14	20	22	40	39	35	41	46	43	44	48
	C	5	4	6	10	7	8	16	—	—	—	—	—	—	—	—
計	17	18	19	22	24	26	33	43	45	47	44	45	52	52	55	58
造園	A	11	18	24	17	23	22	21	17	15	14	17	15	14	14	13
	B	90	167	163	196	204	211	194	297	276	250	218	215	208	199	192
	C	194	130	140	120	122	115	129	—	—	—	—	—	—	—	—
計	295	315	327	333	349	348	349	332	314	291	264	235	230	222	213	205
さく井	A	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	2	2	3	3	4
	B	6	14	12	13	12	12	12	26	28	26	22	23	21	21	20
	C	16	9	11	12	13	13	13	—	—	—	—	—	—	—	—
計	22	24	23	26	25	26	24	26	26	28	27	24	25	24	24	24
建具	A	0	0	2	0	0	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0
	B	4	5	6	7	8	9	9	17	17	13	15	15	17	15	15
	C	4	4	3	3	4	3	7	—	—	—	—	—	—	—	—
計	8	9	11	10	12	13	17	19	18	17	14	15	15	17	15	15
水道施設	A	21	43	51	63	62	87	91	44	44	51	36	32	35	42	49
	B	208	259	300	310	357	358	355	612	615	591	593	583	572	554	538
	C	210	162	167	179	181	193	204	—	—	—	—	—	—	—	—
計	439	464	518	552	600	638	652	657	656	659	642	629	615	607	596	587
消防施設	A	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	1	1	1	1	1
	B	3	11	5	7	13	10	12	40	41	39	39	39	42	44	47
	C	26	20	28	27	22	24	28	—	—	—	—	—	—	—	—
計	29	31	33	34	35	35	39	42	41	43	40	40	40	43	45	48
清掃施設	A	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	B	0	2	0	1	1	1	2	4	4	4	3	3	3	2	2
	C	6	3	4	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6	5	5	5	3	4	4	4	4	4	4	3	3	3	2	2
のべ業者数	4,628	4,857	5,238	5,476	5,807	5,960	6,058	6,126	6,017	5,857	5,593	5,381	5,344	5,351	5,246	5,222
実業者数	1,946	1,953	1,953	1,965	1,950	1,918	1,903	1,877	1,810	1,743	1,654	1,584	1,540	1,505	1,463	1,425

③土木一式工事の入札参加資格者の推移

建設業者の施工能力に応じた発注を行うことで、工事の適正な履行を確保していくため、業種ごとにランク付けを行っている。

土木一式工事の入札参加資格者数の推移（ランク別）



④建設機械の保有状況

平成23年9月1日から平成24年8月31日の間に到来した決算期において、経営事項審査の対象となる建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルで、決算時点で有効な特定自主検査を受けているもの）を保有（所有又はリース）している建設業者は、県下で569社、総台数で2,390台となっている。

経営事項審査では、一定の条件を満たした建設機械を対象としているため、実際は、この数字を上回る建設機械を保有しているものと思われる。

経営事項審査における建設機械保有状況

事務所	市町村	建設機械保有	
		企業数	台数
安芸	安芸市	24	111
	芸西村	-	-
	奈半利町	2	23
	田野町	6	23
	安田町	6	33
	北川村	2	25
	馬路村	4	35
小計		44	250
室戸	室戸市	21	90
	東洋町	3	8
小計		24	98
中央東	南国市	25	82
	香南市	17	58
	香美市	18	63
小計		60	203
本山	大豊町	5	22
	本山町	3	24
	土佐町	9	34
	大川村	3	33
小計		20	113
高知	高知市	137	525
小計		137	525
中央西	いの町	25	89
	日高村	9	28
	土佐市	18	79
	小計		52
越知	越知町	8	38
	佐川町	8	32
	仁淀川町	17	63
小計		33	133
須崎	須崎市	18	75
	中土佐町	10	32
	津野町	14	83
小計		50	251
四万十町	四万十町	31	159
小計		31	159
幡多	四万十市	36	168
	黒潮町	16	71
小計		52	239
宿毛	宿毛市	28	93
	大月町	13	40
	三原村	8	21
小計		49	154
土佐清水	土佐清水市	17	69
小計		17	69
計		569	2,390

※経営事項審査受審業者：1,594社

(参考資料：建設機械の保有台数の減少(全国) 資料P17)

⑤建設業就業者数の推移

県内の建設業従事者の状況（国勢調査）を見ると、平均年齢では平成12年の45.0歳に対し、平成22年は48.8歳と10年間で3.8歳の高齢化が進んでいる。

従事者数は、平成12年の47,313人に対し、平成22年は27,855人と10年間で58.9%まで減少しており、これは全産業の10年間の減少率85.3%を大きく下回っている。

特に、34歳以下の若年労働者の全体に占める割合は、平成12年の27.5%に対し、平成22年は17.8%と大きく減少しており、これは全産業(H22:22.6%)を大きく下回っており、若年入職者の減少が伺われる。

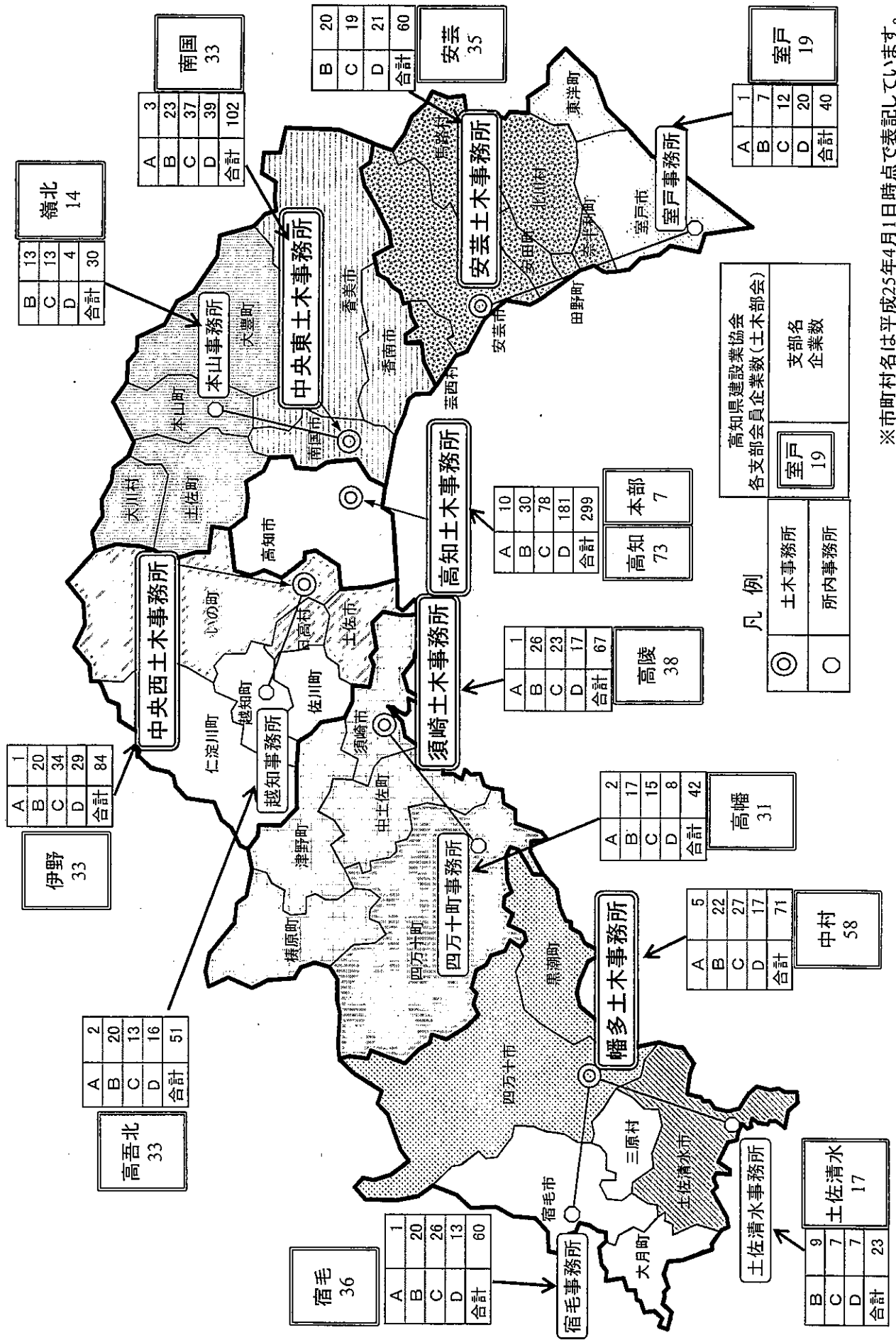
また、全産業に占める建設業の従事者の割合は、平成12年の12.0%に対し、平成22年は8.3%と建設業離れが進んでいる。建設業の将来の担い手確保、技術・技能の承継が危惧される。

高知県内の年齢別従事者数(総数、うち建設業)

	H12				H17				H22							
	全産業		うち建設業		全産業		うち建設業		全産業		うち建設業		全産業		うち建設業	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	対H12比	人数	割合	対H12比		
15～19歳	5,871	1.5%	830	1.8%	4,308	1.2%	310	0.8%	3,494	1.0%	59.5%	155	0.6%	18.7%		
20～24歳	28,438	7.2%	3,559	7.5%	21,962	5.9%	1,671	4.4%	16,002	4.8%	56.3%	633	2.3%	17.8%		
25～29歳	39,165	9.9%	4,863	10.3%	32,319	8.7%	3,388	8.9%	24,955	7.4%	63.7%	1,466	5.3%	30.1%		
30～34歳	33,063	8.4%	3,738	7.9%	38,579	10.4%	4,315	11.3%	31,298	9.3%	94.7%	2,703	9.7%	72.3%		
35～39歳	36,036	9.2%	3,871	8.2%	33,252	9.0%	3,289	8.6%	37,562	11.2%	104.2%	3,472	12.5%	89.7%		
40～44歳	40,189	10.2%	4,881	10.3%	36,111	9.7%	3,427	9.0%	32,424	9.7%	80.7%	2,633	9.5%	53.9%		
45～49歳	46,892	11.9%	6,418	13.6%	38,980	10.5%	4,335	11.4%	34,627	10.3%	73.8%	2,761	9.9%	43.0%		
50～54歳	54,346	13.8%	7,316	15.5%	43,803	11.8%	5,565	14.6%	36,565	10.9%	67.3%	3,435	12.3%	47.0%		
55～59歳	39,403	10.0%	5,105	10.8%	48,370	13.1%	6,048	15.9%	38,859	11.6%	98.6%	4,299	15.4%	84.2%		
60～64歳	26,015	6.6%	3,438	7.3%	27,858	7.5%	3,143	8.3%	36,009	10.7%	138.4%	3,834	13.8%	111.5%		
65～69歳	20,414	5.2%	2,176	4.6%	18,148	4.9%	1,497	3.9%	18,930	5.6%	92.7%	1,522	5.5%	69.9%		
70～74歳	13,920	3.5%	871	1.8%	13,743	3.7%	731	1.9%	11,556	3.4%	83.0%	596	2.1%	68.4%		
75～79歳	6,770	1.7%	186	0.4%	8,441	2.3%	274	0.7%	7,844	2.3%	115.9%	254	0.9%	136.6%		
80～84歳	2,448	0.6%	49	0.1%	3,382	0.9%	63	0.2%	4,095	1.2%	167.3%	74	0.3%	151.0%		
85歳以上	850	0.2%	12	0.0%	1,139	0.3%	17	0.0%	1,555	0.5%	182.9%	18	0.1%	150.0%		
合計	393,820	100.0%	47,313	100.0%	370,395	100.0%	38,073	100.0%	335,775	100.0%	85.3%	27,855	100.0%	58.9%		
平均年齢	46.0歳		45.0歳		47.0歳		46.5歳		48.1歳				48.8歳			

高知県の従事者の年齢構成の対比（H12・H22）（国勢調査 産業別（大分類）より）

平成25年度 土木事務所管内図及び地区別入札参加資格者数(土木一式)



※市町村名は平成25年4月1日時点で表記しています。

土木一式工事ランク別入札参加資格者数(土木事務所・市町村別)

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計
中央西土木事務所	中央西	A	土佐市	1	1
			いの町	13	
		B	日高村	2	20
			土佐市	5	
	C	いの町	8	34	
		日高村	8		
	D	土佐市	18		
		いの町	12	29	
	小計	A	1		
		B	20		
		C	34		
		D	29	84	
中央西土木事務所	越知	A	佐川町	1	2
			仁淀川町	1	
		B	越知町	5	20
			佐川町	5	
	C	仁淀川町	10		
		越知町	3	13	
	D	佐川町	1		
		仁淀川町	9	16	
	小計	A	2		
		B	20		
		C	13		
		D	16	51	
計	A	3			
	B	40			
	C	47			
	D	45	135		

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計
中央東土木事務所	中央東	A	南国市	2	3
			香南市	1	
		B	南国市	8	23
			香南市	5	
	C	香南市	10		
		南国市	18	37	
	D	香南市	12		
		香南市	7	39	
	小計	A	3		
		B	23		
		C	37		
		D	39	102	
中央東土木事務所	本山	B	大豊町	4	13
			本山町	4	
		C	土佐町	2	
			大川村	3	13
	D	大豊町	4		
		本山町	1	13	
	小計	A	8		
		B	2		
		C	1		
		D	1	4	
	計	A	13		
		B	13		
C		4			
D		4	30		
高知土木事務所	高知	A	高知市	10	10
		B	高知市	30	30
		C	高知市	78	78
		D	高知市	181	181
計	A	10			
	B	30			
	C	78			
	D	181	299		

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計	
安芸土木事務所	安芸	B	安芸市	8	9	
			芸西村	1		
		C	奈半利町	2	11	
			安田町	2		
	D	北川村	2			
		馬路村	3	15		
	小計	A	14			
		B	1			
		C	1	4		
		D	10			
	室戸	室戸	A	安芸市	4	10
				芸西村	6	
B			奈半利町	3	11	
			田野町	4		
C		安田町	3			
		北川村	1	60		
小計		A	20			
		B	19			
		C	21			
		D	1	7		
計		A	1			
		B	6			
	C	11				
	D	1	12			
計	A	14				
	B	6				
	C	12				
	D	20	40			
計	A	1				
	B	27				
	C	31				
	D	41	100			

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計	
須崎土木事務所	須崎	A	須崎市	1	1	
			須崎市	6	26	
		B	中土佐町	5		
			津野町	10		
		C	梶原町	5		
			須崎市	11		
		D	中土佐町	5	23	
			津野町	4		
		小計	梶原町	3	17	
			須崎市	7		
	四万十町	四万十町	A	四万十町	2	2
			B	四万十町	17	17
			C	四万十町	15	15
			D	四万十町	8	8
計	計	小計		42		
		A	3	109		
B	43					
C	38					
D	25					

土木事務所	事務所別	ランク	市町村	業者数	地区計	
幡多土木事務所	幡多	A	四万十市	3	5	
			黒潮町	2		
		B	四万十市	17	22	
			黒潮町	5		
		C	四万十市	20	27	
			黒潮町	7		
		D	四万十市	15	17	
			黒潮町	2		
		小計	A	5	71	
			B	22		
	宿毛	宿毛市	C	27		
			D	17		
	土佐清水	土佐清水	A	宿毛市	1	1
			B	宿毛市	14	20
大月町				3		
C			三原村	3	26	
			宿毛市	13		
D			大月町	9	13	
			三原村	4		
小計			小計	宿毛市	8	60
				大月町	4	
土佐清水市			土佐清水市	A	1	23
	B	20				
計	計	C	26	142		
		D	13			
土佐清水市	土佐清水市	B	9	23		
		C	7			
小計	小計	D	7	23		
		A	6			
B	51					
C	60					
D	25					

土木事務所	事務所別	ランク	業者数	地区計
合計	合計	A	26	929
		B	227	
		C	304	
		D	372	

(3) 経営状況

①完成工事高営業利益率

県内建設業者の本来の活動で発生する利益の割合を示す完成工事高営業利益率を見ると、平成23年度は、年間完成工事高が1億円未満の企業がマイナスになっているが、それ以前では10億円～30億円の企業でもマイナスとなっている年もある。

建設業の経営指標(西日本建設業保証(株)資料)

1 完成工事高総利益率(完成工事高別)

(%)

	1億円未満	1億円 ～ 5億円	5億円 ～ 10億円	10億円 ～ 30億円	30億円以上	総平均
H18	21.38	15.89	12.19	11.40	9.23	17.66
H19	19.90	14.56	11.59	11.47	12.14	16.62
H20	19.62	15.17	12.23	13.45	12.46	16.95
H21	19.36	14.93	11.19	9.96	14.25	16.59
H22	21.17	15.80	13.45	12.94	14.45	17.68
H23	20.56	15.55	13.61	12.68	11.46	17.34

※総利益(兼業含む)÷完成工事高(兼業含む)×100

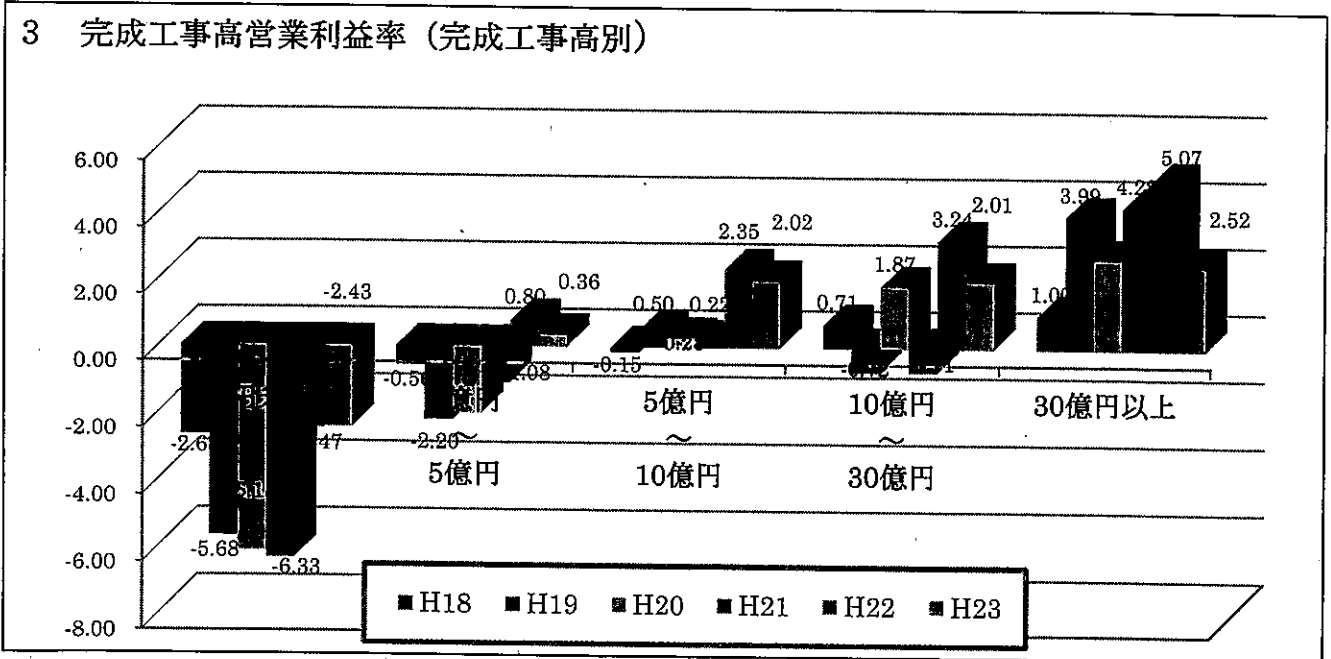
2 販売費及び一般管理費率(完成工事高別)

(%)

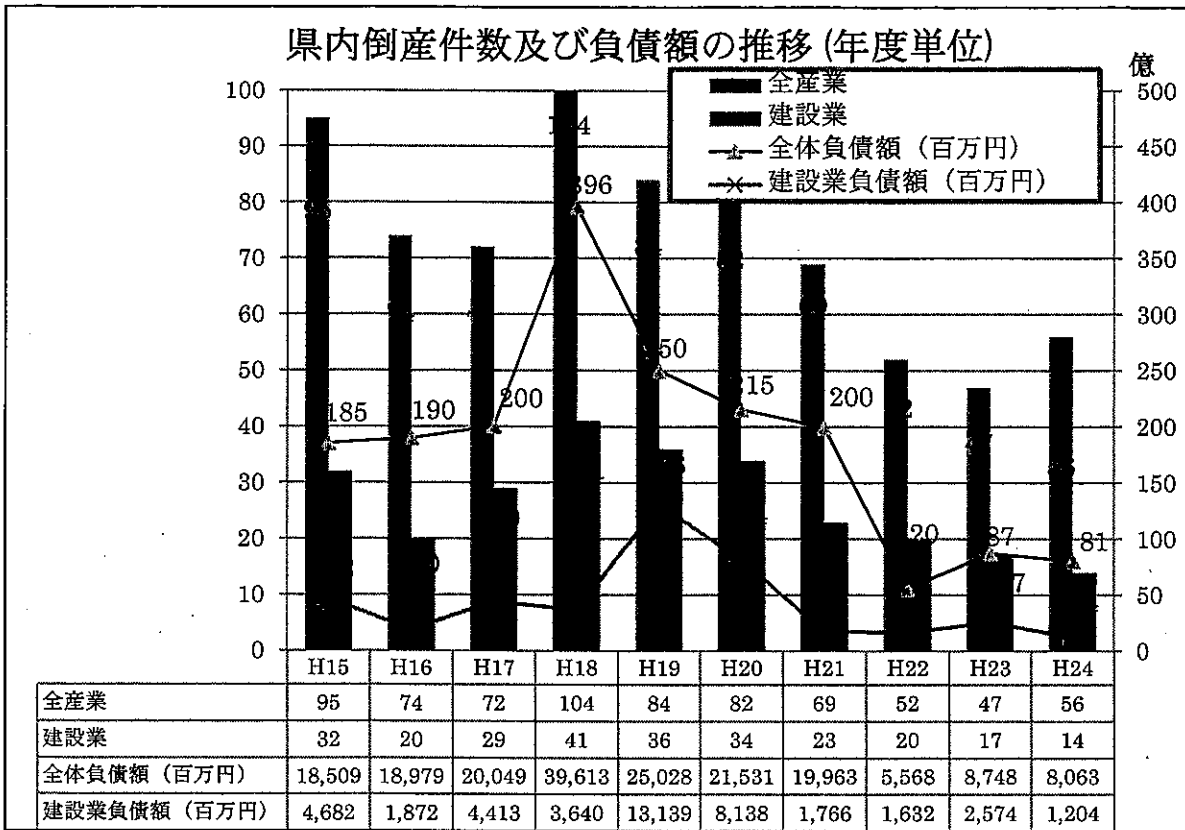
	1億円未満	1億円 ～ 5億円	5億円 ～ 10億円	10億円 ～ 30億円	30億円以上	総平均
H18	25.77	16.61	12.49	10.68	8.24	19.77
H19	26.38	16.77	11.34	12.19	8.15	20.45
H20	26.76	17.18	11.92	11.57	9.75	20.95
H21	26.87	16.01	10.85	10.67	9.96	20.36
H22	23.93	15.00	11.10	9.70	9.39	18.07
H23	24.16	15.34	11.59	10.67	8.94	18.48

※販売費及び一般管理費÷完成工事高(兼業含む)×100

3 完成工事高営業利益率(完成工事高別)

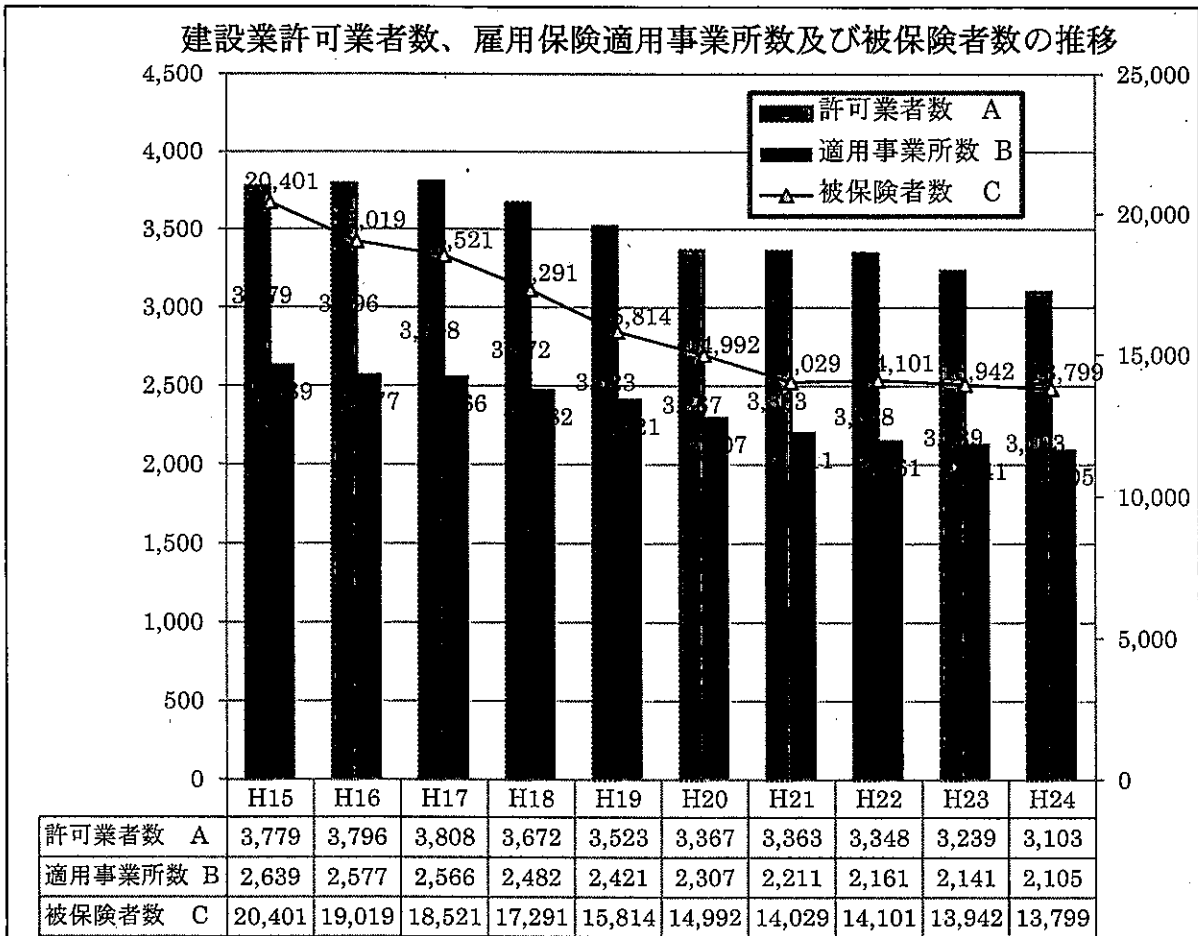


②県内倒産件数の推移



(4) 雇用環境

①県内の雇用保険の加入状況



② 全国の各保険の加入状況

公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果

1. 公共事業労務費調査

予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者（約20万人）の賃金支払い実態を調査してとりまとめたもの。

2. 保険加入状況調査の結果概要

企業単位での保険加入状況及び労働者個人単位での保険加入状況は以下のとおりとなった。

なお本結果は、労務費調査において有効標本とされるものについて集計を行った。

各保険加入割合

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
企業別	95%	89%	89%	87%
労働者別	75%	61%	60%	58%

※ 調査企業数：約25,000社、調査労働者数：約115,000人

3. 項目別社会保険加入傾向

加入状況を項目別にみると、下記の傾向がみられる。（括弧内は3保険加入割合）
なお、昨年度と比較し、傾向に大きな変化は見られない。

企業別

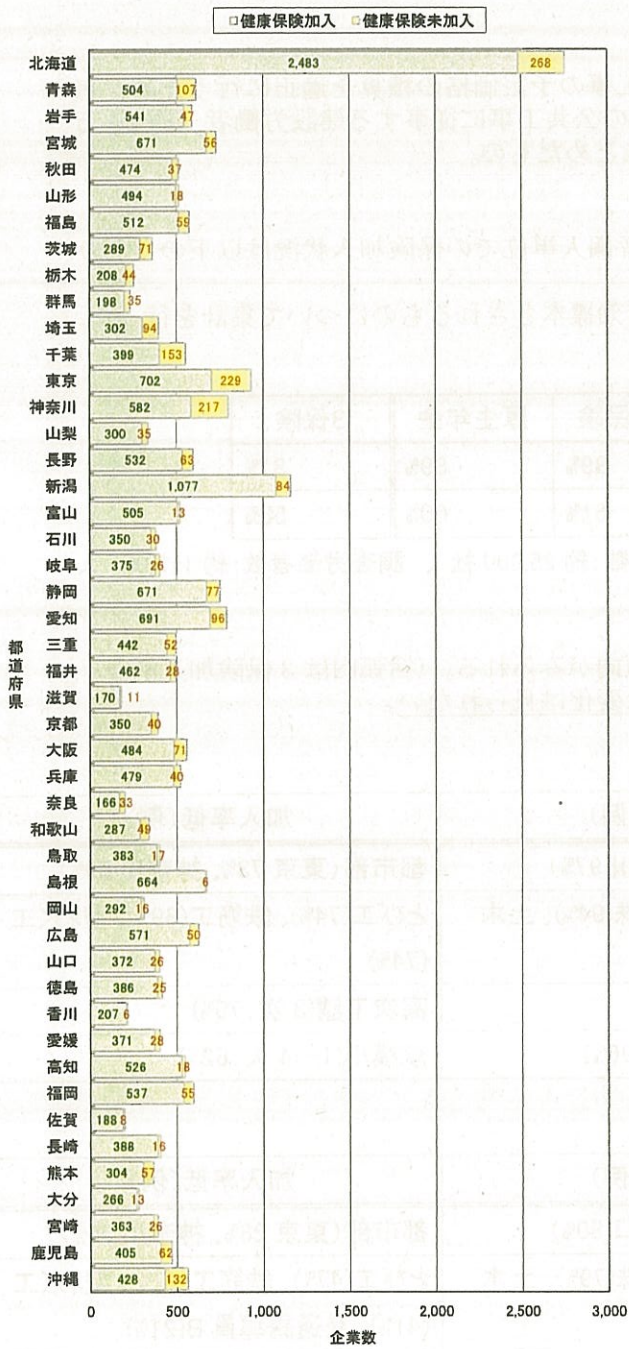
	加入率高(例)	加入率低(例)
県別	地方部(島根99%、香川97%)	都市部(東京73%、神奈川69%)
職種別(主なもの)	電気(93%)、運転手特殊(94%)、土木一般世話役(93%)	とび工(74%)、鉄筋工(69%)、型わく工(74%)
元請、下請次数別	元請(97%)	高次下請(3次:75%)
事業所規模別	規模大(500~999人:96%)	規模小(1~4人:62%)

労働者別

	加入率高(例)	加入率低(例)
県別	地方部(島根86%、山口80%)	都市部(東京28%、神奈川30%)
職種別(主なもの)	電気(90%)、運転手特殊(79%)、土木一般世話役(86%)	とび工(47%)、鉄筋工(42%)、型わく工(41%)、交通誘導員B(21%)
元請、下請次数別	元請(79%)	高次下請(3次:48%)
事業所規模別	500~999人(68%)	1~4人(38%)、300~499人(37%)
給与形態別	月給制(欠勤による差引がある)(96%)	日給制(日雇い又は臨時)(9%)
年齢	30歳~59歳(62~65%)	24歳以下、60歳以上(約50%)
経験年数別	10年~39年(59~67%)	4年以下、45年以上(約45%)
職階別	職長(74%)	指導者以外(54%)

企業の保険加入状況(県別)

県別 企業の健康保険加入状況



県別 企業の健康保険加入率



企業の保険加入状況(県別)

県別 企業の厚生年金保険加入状況



県別 企業の厚生年金保険加入率



企業の保険加入状況(県別)

県別 企業の雇用保険加入状況



県別 企業の雇用保険加入率



企業の保険加入状況(県別)

県別 企業の3保険加入状況



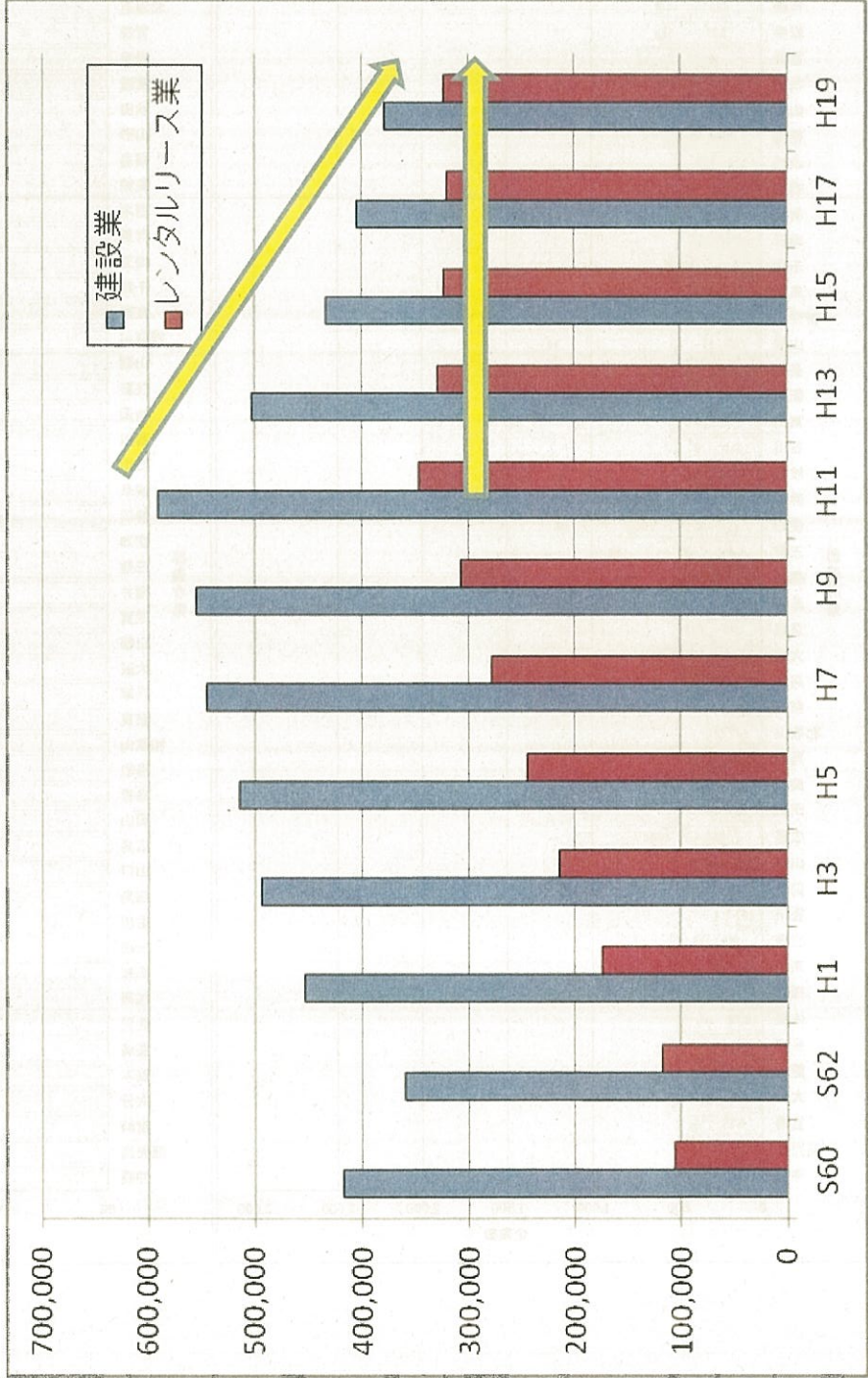
県別 企業の3保険加入率



I-11 建設機械の保有台数の減少(全国)

○ 平成11年以降、リース業者の保有台数は横ばいの方、建設業者の保有台数は減少。

主要建設機械の推定保有台数の推移
 (出所:国土交通省・経済産業省「建設機械動向調査報告」)



主要建設機械の補正係数を用いた推定保有台数（四国）

（国土交通省・経済産業省「建設機械動向調査報告」）

平成19年度														
分類	機械名	規格	区分	推定保有台数	業種別推定保有台数									
					建設業		建設機械器具賃貸業等		官公庁等		その他		不明のもの	
					台数	%	台数	%	台数	%	台数	%	台数	%
土工機械	履帯式ブルドーザ (ハンドガイドを除く)	ブレード付 整備重量	3～10t未満	773	611	79.0%	39	5.0%	8	1.0%	115	14.9%	0	0.0%
			10～20t未満	204	152	74.5%	29	14.2%	0	0.0%	23	11.3%	0	0.0%
			20t以上	188	108	57.4%	9	4.8%	8	4.3%	63	33.5%	0	0.0%
			計	1,165	871	74.8%	77	6.6%	16	1.4%	201	17.3%	0	0.0%
	油圧式ショベル系 掘削機 (ハンドガイドを除く)	標準バケット 平積容量	0.2m未満	17,203	7,405	43.0%	6,012	34.9%	127	0.7%	1,612	9.4%	2,047	11.9%
			0.2m～0.6m未満	9,098	5,797	63.7%	2,263	24.9%	39	0.4%	610	6.7%	389	4.3%
			0.6m以上	3,950	2,250	57.0%	757	19.2%	6	0.2%	849	21.5%	88	2.2%
			計	30,251	15,452	51.1%	9,032	29.9%	172	0.6%	3,071	10.2%	2,524	8.3%
	履帯式トラクタショベル (クローラロード)			193	0	0.0%	71	36.8%	18	9.3%	104	53.9%	0	0.0%
	車輪式トラクタ ショベル (ホイールロード)	標準バケット 山積容量	0.6m未満	841	188	22.4%	110	13.1%	19	2.3%	396	47.1%	128	15.2%
0.6m～3.6m未満			1,735	741	42.7%	49	2.8%	48	2.8%	729	42.0%	168	9.7%	
3.6m以上			349	47	13.5%	8	2.3%	0	0.0%	259	74.2%	35	10.0%	
計			2,925	976	33.4%	167	5.7%	67	2.3%	1,384	47.3%	331	11.3%	
合計			34,534	17,299	50.1%	9,347	27.1%	273	0.8%	4,760	13.8%	2,855	8.3%	
運搬機械	油圧式トラック クレーン	※		321	73	22.7%	120	37.4%	0	0.0%	93	29.0%	35	10.9%
	機械式トラック クレーン	※		0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ホイールクレーン (オフロードクレーン を要)	※		2,153	480	22.3%	1,566	72.7%	3	0.1%	91	4.2%	13	0.6%
	合計			2,474	553	22.4%	1,686	68.1%	3	0.1%	184	7.4%	48	1.9%
総計			37,008	17,852	48.2%	11,033	29.8%	276	0.7%	4,944	13.4%	2,903	7.8%	

平成21年度														
分類	機械名	規格	区分	推定保有台数	業種別推定保有台数									
					建設業		建設機械器具賃貸業等		官公庁等		その他		不明のもの	
					台数	%	台数	%	台数	%	台数	%	台数	%
土工機械	履帯式ブルドーザ (ハンドガイドを除く)	ブレード付 整備重量	3～10t未満	372	297	79.6%	17	4.7%	4	1.1%	54	14.6%	0	0.0%
			10～20t未満	167	129	77.4%	19	11.6%	0	0.0%	19	11.1%	0	0.0%
			20t以上	108	61	56.8%	5	4.9%	5	4.3%	37	34.1%	0	0.0%
			計	647	487	75.3%	41	6.3%	9	1.4%	110	17.0%	0	0.0%
	油圧式ショベル系 掘削機 (ハンドガイドを除く)	標準バケット 平積容量	0.2m未満	14,865	6,258	42.2%	5,188	34.9%	119	0.8%	1,412	9.5%	1,888	12.7%
			0.2m～0.6m未満	6,840	4,357	63.7%	1,703	24.9%	27	0.4%	438	6.4%	315	4.6%
			0.6m以上	3,473	1,893	54.5%	712	20.5%	7	0.2%	778	22.4%	83	2.4%
			計	25,178	12,508	49.7%	7,603	30.2%	153	0.6%	2,628	10.4%	2,286	9.1%
	履帯式トラクタショベル (クローラロード)			406	2	0.5%	149	36.8%	38	9.3%	217	53.4%	0	0.0%
	車輪式トラクタ ショベル (ホイールロード)	標準バケット 山積容量	0.6m未満	957	206	21.5%	122	12.8%	23	2.4%	455	47.5%	151	15.8%
0.6m～3.6m未満			1,442	616	42.8%	42	2.9%	40	2.8%	607	42.1%	137	9.5%	
3.6m以上			293	35	12.2%	7	2.4%	0	0.0%	221	75.3%	30	10.1%	
計			2,692	857	31.8%	171	6.4%	63	2.3%	1,283	47.7%	318	11.8%	
合計			28,923	13,854	47.9%	7,964	27.5%	263	0.9%	4,238	14.7%	2,604	9.0%	
運搬機械	油圧式トラック クレーン	※		938	214	22.8%	349	37.2%	0	0.0%	273	29.1%	102	10.9%
	機械式トラック クレーン	※		7	0	0.0%	7	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	ホイールクレーン (オフロードクレーン を要)	※		2,434	538	22.1%	1,771	72.8%	5	0.2%	105	4.3%	15	0.6%
	合計			3,379	752	22.3%	2,127	62.9%	5	0.1%	378	11.2%	117	3.5%
総計			32,302	14,606	45.2%	10,091	31.2%	268	0.8%	4,616	14.3%	2,721	7.7%	

注) ※印は厚生労働省移動式クレーン設置台数を引用(参考値)

2 県の入札契約制度

平成25年度版発注標準表(土木一式工事)

発注標準		平成25年度					
金額区分	ランク	入札方式	落札方式		価格の公表		入札契約部署
			価格	施工体制 確認型 総合評価方式	予定価格	調査 基準価格 ・ 最低 制限価格	
— 19.4億円	A等級	一般競争入札 (WTO政府調 達協定適用・ 19.4億円)	低入札価格調 査制度	適用 (高度技術提 案型、技術提 案型、施工計 画型、企業評 価型)	事後公表	3,000万円 以上	本庁
— 1億円		一般競争入札					
— 7,500万円	B等級	一般競争入札	最低制限価格 制度 又は総合評価 の場合は低入 札価格調査制 度を活用	適用できる (施工計画型、 企業評価型)	事後公表		出先 機関
— 5,000万円							
— 3,000万円	C等級	指名競争入札 が適用できる (一般競争入 札又は指名競 争入札の選 択)	最低制限価格 制度	事前公表			
— 2,500万円							
— 1,000万円	D等級	指名競争入札 が適用できる (一般競争入 札又は指名競 争入札の選 択)	最低制限価格 制度	事前公表			
— 500万円							

平成25年度 入札・契約制度の改正について

1 入札制度の見直し

(1) 談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

① 工事費内訳書の提出の義務付け

- 2,500万円以上の工事に工事費内訳書の提出を義務付け
- 今後、計画的に対象を拡大

〔予定〕

平成26年4月 1,000万円以上の工事

平成27年4月 500万円以上の工事

※ 上記の状況を検証した上で、更なる拡大を検討

○ 施行期日

平成25年5月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

② 入札結果等に基づく談合疑義のチェックの継続

- 談合情報等対応マニュアルに基づき、入札結果や落札結果等により談合が疑われる事実を把握した場合は、事業者の事情聴取や公正取引委員会及び警察本部への通報を実施

③ 事務所ごとの落札率等の公表

- 事務所ごとの土木一式工事の落札率等を毎年公表
 - ・ 落札率、事業者別年間受注額及び受注割合
 - ・ 平成24年度分から公表

(2) 適切な入札手続の執行のための入札制度の見直し

- 総合評価方式における施工計画の審査を入札書の提出期限後開札前に行うよう手順を変更

○ 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

(3) 談合が行われにくい入札制度の見直し

① 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大

ア 施工計画の配点を拡大

- 企業6、技術者6、施工計画8→企業4、技術者4、施工計画12

イ 施工計画を求める工事の拡大

- 難易度の高い工事などで積極的に活用

ウ 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

② 談合により受注した工事の総合評価方式における評価の取扱い

- 国、県、市町村等が高知県内で発注した公共工事のうち、談合により受注した工事（今般の独占禁止法違反の事案以後）については、総合評価方式における企業の評価（同種・類似工事の実績、同種・類似工事の工事成績及び優良工事表彰）の加点の対象とはしない。

- 施行期日

平成 25 年 3 月 18 日以後新たに行う入札公告から適用

③ 競争性の確保

ア 入札参加資格の拡大

- 土木一式 A 等級の事業者のみを入札参加資格とする入札の一部に B 等級同士の JV の入札参加資格を認める。（工法的に比較的簡易な工事）

- 施行期日

入札参加者基準及び共同企業体の特例について（24高建管第782号土木部長通知）による運用の終了後に新たに行う入札公告から適用

イ 一般競争入札の対象工事の拡大

（ア）原則一般競争入札としている下限額を引き下げ

- 5,000 万円→3,000 万円
- 今後も段階的に引き下げ

（イ）一般競争入札を適用できる下限（1,000 万円）を撤廃

- 過去の入札状況等を基に少額の工事でも一般競争入札を実施
- 価格のみによる一般競争入札も実施
- 施工能力は施工実績を入札参加資格要件に規定することにより確保

（ウ）施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用

ウ 指名競争入札の指名業者数の拡大

- 指名業者数は下限のみを規定し、8 者（以上）とする。（委託業務も同様。）

- 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う指名通知から適用

エ 予定価格の事後公表の拡大

- 予定価格の事後公表の下限額を引き下げ

- ・ 5,000 万円→3,000 万円
- ・ 今後も段階的に引き下げ

- 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

2 コンプライアンスの徹底

(1) 研修会の継続実施

- 事業者、職員を対象としたコンプライアンス研修を毎年継続して実施
・日曜日の開催など多くの参加者が得られるように検討

(2) 独占禁止法違反とされた事業者への実地調査の継続

- 独占禁止法違反とされた事業者について、コンプライアンスに係る基本方針に基づき取組状況を今後も定期的に実地調査等により確認

(3) コンプライアンスに係る基本方針の策定状況の入札参加資格の格付への反映

- 事業者コンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを2ランク又は最下位のランクへ引き下げ
- 平成26年度の入札参加資格の格付から適用

その他の入札契約制度の改正

1 現場代理人の常駐緩和

(1) 国の経済対策に伴う補正予算等の執行のため、平成25年度に限り、現場代理人の常駐義務の要件を緩和し、兼務を承認する対象を拡大

〈現行〉

- 請負対象金額 250 万円未満の工事（件数の限度なし）
- 請負対象金額 2,500 万円未満の災害復旧工事（件数の限度なし）

〈平成25年度〉

- 請負対象金額 250 万円以上 2,500 万円未満の工事（2件）を追加
（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用）

(2) 土木構造物の維持管理業務委託に係る現場責任者と現場代理人について、平成25年度に限り、現場代理人同士の兼務の場合と同様、兼務を承認

（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用）

2 総合評価方式の改正

企業の評価における評価項目について、地域性・社会性評価として、「BCPの認定の状況」を追加

（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用）

3 建設工事請負契約書等の改正

受注者から請負代金の前払金の返還を受ける場合の遅延利息等の利率を年3.0%（改正前：年3.1%）に改正

（平成25年4月1日以後新たに契約するものから適用）

4 低入札価格調査制度の取扱いの改正

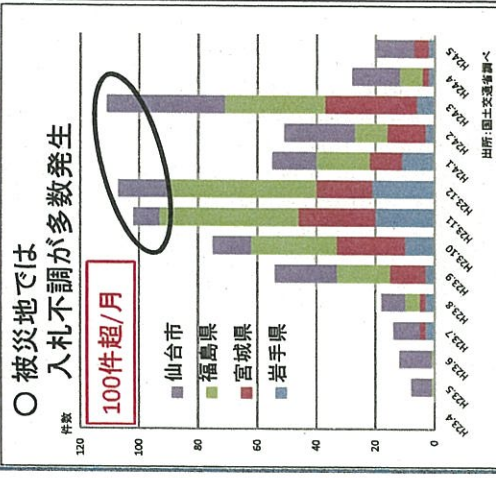
低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、低入札者に係る失格調査等を、従来の見積内訳書に代えて、工事費内訳書に基づき実施
(平成 25 年 5 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用)

3 国における建設産業の再生と発展のための方策

建設産業の再生と発展のための方策2012

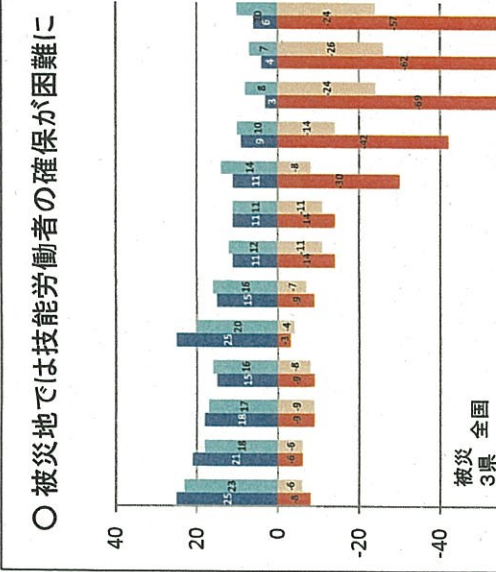
H24.7.10 国土交通省
建設産業戦略会議取りまとめ

～「方策2011」を実現し、東日本大震災を乗り越えて未来を拓く～

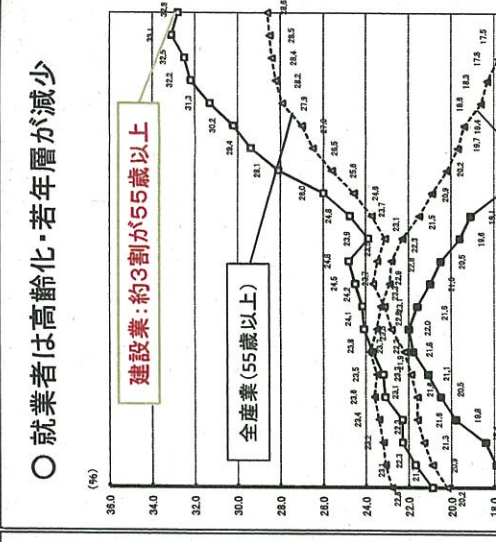


○被災地では、復旧・復興工事が今後本格化

公共工事 (被災3県)	H23 2月	H24 2月	増減
金額	188 億円	721 億円	3.8 倍
件数	694 件	1517 件	2.2 倍



○被災3県の7割の企業が技能労働者の確保困難
全国でも同様の傾向



○工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減
○少なくとも今後10年程度以内、技能労働者の不足が恒常化するとの懸念(推計)

○建設投資の減少に伴い受注競争が激化

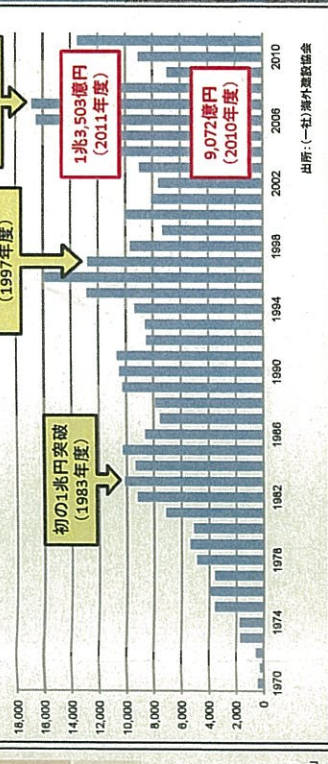
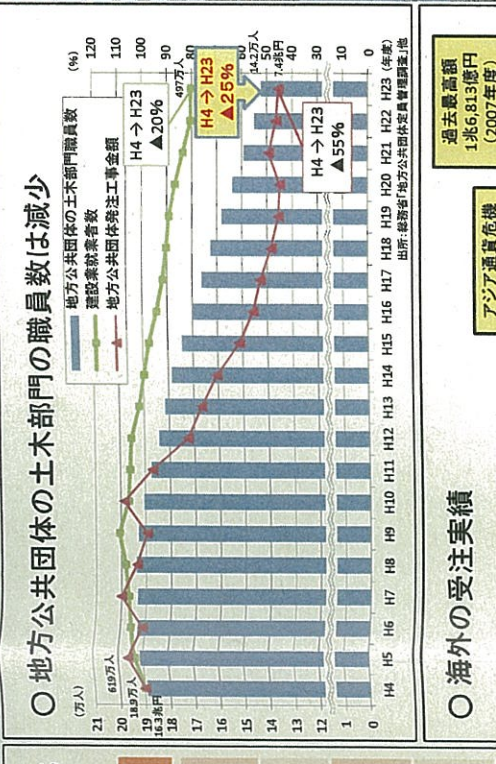
建設投資	H4年度	H23年度	増減率
	84兆円 (ピーク時)	42兆円	▲50%
特定建設業者 (大規模工事の元請)	38315業者	43753業者	+14%
就業者 (営業職)	27万人	31万人	+15%
就業者 (技能労働者)	408万人	316万人	▲23%
入職者 (新規卒)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者 (大卒・標準等)	2.9万人	1.8万人	▲37%

○海外の受注実績

過去最高額 1兆6,813億円 (2007年度)

初1兆円突破 (1983年度)

アジア通貨危機 (1997年度)



国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿

将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築

建設産業に求められる多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生
(技術者や技能労働者の確保・育成)

公正な契約・取引関係の構築
(重層下請構造の是正)

多様な事業領域・契約形態への展開
(技術力・事業企画力の発揮)

東日本大震災への対応を次に活かす

- 状況に応じた施工確保対策の追加・拡充
- 東日本大震災の特例措置の検証
 - ・復興JV制度、被災地外からの労働者確保、資材調達に伴う措置
 - ・CM方式を活用した復興まちづくり
 - ・直近の実態を反映した公共工事設計労務単価、資材価格等の設定等
- 同様の災害への対応としての制度化
- 恒久的な措置としての一般化を検討

公共工事の入札契約制度の改革等

- 適正な競争環境の整備
 - ・公共調達の基本理念の明確化 (固々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に)
 - ・人を大切にすることを前提とした適正な評価される環境の整備 (公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価)
 - ・専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入
 - ・地域維持事業の適正な評価
 - ・適正な価格による契約の推進 (ダンピング対策等)
 - ・下請契約における支払の透明性の確保
- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
 - ・新たな事業ニーズに対応した契約方式 (現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等)
 - ・予定価格の算定など調達に関する課題への対応
 - ・単価・数量精算契約等の活用

総合的な担い手の確保・育成支援

- 技能労働者の処遇の改善
 - ・社会保障等未加入対策の更なる徹底
 - ・技能に見合った処遇が受けられ、多様なキャリアパスが実現される就業環境づくり (技能労働者の資格や工事経験データのIT管理による技能評価の推進)
 - ・更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
 - ・公共工事設計労務単価の公表に際し、建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額を参考公表
 - ・建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
 - ・技術者データベースの実現と活用
 - ・監理技術者になり得る新たなキャリアパスの検討
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報

海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門工事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充
- 建設業の海外展開に関する目標を年間2兆円以上に設定

時代のニーズに対応した施工技術と品質確保

- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検と見直し
- 技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
- リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
- 軽微な工事の取扱いの検討

4 東日本大震災における建設業の体験と教訓

【東日本大震災における建設業の体験と教訓】

※出典：東日本建設業保証(株)「東日本大震災現地レポート」

○建設企業、建設業協会としての準備

ア 通信手段の確保

大規模な停電により、電話、FAX、メール、インターネットなどの通信手段が長期間遮断され、社員の安否確認、発注者などとの連絡が非常に困難だった。

電話やメールが遮断された状況での安否確認方法を取り決めておくことや、衛星電話・無線機器などの導入が望まれる。

イ 燃料の確保

ガソリン、軽油などの燃料が不足した。重機の燃料は発注者から支給されるケースが多かったが、復旧作業に従事する社員の燃料などは不足した。そのため、普段から懇意にしているガソリンスタンドなどから優先的に支給を受けた企業が多い。

災害時に優先的に支給を受けられるよう、普段から信頼される企業であることや、ガソリンスタンドと災害協定を締結しておくことなどが望まれる。

ウ 資機材、食料の備蓄

道路網が寸断され、資機材や食糧が不足した。一定量の備蓄をしておくことが望まれる。

エ 重機の確保

重機も、燃料の確保と同様、リース会社と災害協定を締結しておくことなどが望まれる。

オ 現金の保管、非常時持ち出しリストの作成

金融機関が被災し、預金が10万円までしか引き出せない時期があったことから、ある程度の現金を保管しておくこと、また、非常時持ち出しリストを作成しておくことが望まれる。

カ データや書類の保管

津波によって、積算データなどの重要なデータや、請負契約書などの書類が流出した事例が数多くあった。クラウドなどを活用したデータのバックアップ方法や、重要書類の保管方法についての検討が望まれる。

キ 災害対応マニュアルの整備と継続的な訓練の実施

災害時に社員がどのように行動すべきか、明確に定めていない企業もあった。

災害対応マニュアルを整備すること、BCPを導入すること、全社員に防災手帳の携行を義務付けること、安否確認方法や緊急時の集合場所を周知すること、日頃から災害に対する意識を高め、訓練を継続して行うことが望まれる。

○行政への要望

ア 行政と建設業界による合同の災害訓練

行政と建設業界が合同で災害訓練を行っていた地区は、その経験が非常に役立ったとの指摘がある。行政と建設業界が災害訓練を行い、それぞれの役割を整理・明確化しておくことが望まれる。

イ 行政と建設業界との連携体制

行政と建設業界で連絡調整を行う仕組み作りが望まれる。例えば、建設業界からリエゾン（情報連絡員）を派遣し、連絡調整の窓口を一本化することなどが挙げられている。

ウ 国、県、市町村の連絡調整の強化

国、県、市町村から建設業協会、個別会員企業に、ばらばらに災害出動の要請が行われた事例もあった。一方で、行政が窓口を一本化したことにより、迅速に復旧活動が行えた事例があった。

行政の連絡調整を強化し、情報の一元化、整合の取れた統一的な指示が行える態勢の整備が望まれる。

エ 通信手段、燃料の確保における支援

建設企業、建設業協会が衛星電話・無線機器を購入することは、現在の厳しい収益環境のもとではなかなか難しいのが実情との指摘がある。また、燃料の確保についても、建設企業、建設業協会の努力だけでは困難との指摘もある。これらについて、行政による支援が望まれる。

オ 工事代金の早期支払、資金繰り支援

地域の建設企業は、工事が集中すると資金繰りに支障を来すことが想定される。このため、国や自治体が前払率を50%に引き上げたことを評価する声が上がっている。引き続き、前払金などの資金繰り支援策が望まれる。

カ 直営部隊を持つ建設企業への評価

直営部隊を持つ建設企業は、災害復旧の初動における即応性や作業品質が優れているとの指摘がある。

一方で、安定した受注が見込めない中で直営部隊を持つことは、建設企業にとってはコストの面で悩みの種になることから、こうした企業については、経営事項審査や入札参加資格審査において、何らかの加点をして欲しいとの声が上がっている。

東日本大震災教訓集

「広域大災害に備えて」

～国民の安全・安心の確保に向けて準備すべき29の要点～



平成24年5月

東北圏広域地方計画協議会

1. 発災・初動対応期 ①発災直後の情報収集

【教訓】 大規模災害時は、早期に広範な被災状況を正確に把握することが、その後の体制を構築する上で重要

教訓が得られた背景

- 東北地方整備局では発災37分後、仙台空港から防災ヘリ「みちのく号」を離陸させ、ライブ映像を災害対策室へ配信した。その間に、仙台空港の滑走路が水没して使用不可能となった。
- 通常、防災ヘリ「みちのく号」は情報収集要員（整備局職員）を搭乗させ離陸するが、一刻も早い情報収集のため、地震直後に飛行命令を発令し、クルーのみで離陸させた。結果として、津波の襲来から機体の水没を免れ、有用な情報を収集することが可能となった。
- 東北太平洋沖に設置したGPS波浪計が地震発生直後に急激な水位上昇を観測したことで、津波観測に大きな役割を果たした。その後、データ伝達経路が断絶し通信が不可能となった。



出典：国土交通省東北地方整備局

▲東北地方整備局の防災ヘリ
「みちのく号」



水没した仙台空港(3月11日 16:00頃)

【国土交通省における対応方針 ～3/11夜～】

- 太平洋沿岸に大被害発生を想定
 - 最悪を想定して準備
- ①情報収集
(防災ヘリ4機体制、太平洋沿岸部の情報)
 - ②救援・輸送ルート
(道路啓開、航路啓開、業者・機材確保)
 - ③県・市町村の応援
(前例にとらわれない支援、救援物資調達)



福島第一原発(3月11日 16:57頃)

出典：国土交通省東北地方整備局

▲「みちのく号」がとらえたライブ映像

教訓の活かし方

- 大規模災害時における、最悪の事態を想定したうえでの資機材を最大限活用した広範な被災状況の把握
- 様々な防災運用マニュアルの理解に基づく冷静な判断による対応
- 様々な防災運用マニュアルの徹底した理解と、状況に応じた対応
- 想定される津波を考慮したヘリポートの選定

1. 発災・初動対応期 ② 広域交通基盤の啓開

【教訓】 大規模災害時には、人命救助・物資輸送のためのルート確保等に向けた人材・機材の結集が必要

教訓が得られた背景

- 津波で甚大な被害が生じた沿岸部を救援するため、内陸部の東北道や国道4号から東方方向の「くしの歯作戦」による道路啓開※が実施され、数日のうちに被災地へのアクセスを確保することができた。啓開とは：ひらくこと。水路、陸路の障害物、危険物などを取り除いて進行できるようにすること。
- これを可能にしたのは、入手した断片的な情報を基に最悪の事態を想定し、災害協定に基づいて、地元建設業者等による機材及び人員を結集できたことによる。

【東日本大震災への対応の流れ】

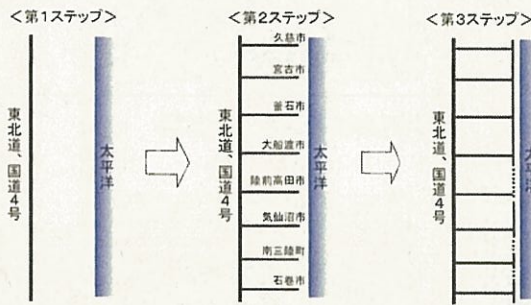


<第1ステップ>
東北道、国道4号の縦軸ライン確保

<第2ステップ>
東北道、国道4号からの横軸ラインを確保

<第3ステップ>
3/12: 16本のうち、11ルート啓開
3/15: 15ルート啓開
3/18: 国道45号、6号の97%啓開(作戦終了)

凡例
○ 通行可
* 通行不可
⊕ 災害対策に利用可能な港湾
(青森港を除き、一部の岸壁の供用)



出典：国土交通省東北地方整備局

▲「くしの歯」作戦による道路啓開・復旧



出典：国土交通省東北地方整備局

▲道路啓開状況(岩手県陸前高田市内)



出典：国土交通省東北地方整備局

▲道路啓開状況(岩手県宮古市田老地区)

1. 発災・初動対応期 ② 広域交通基盤の啓開

- 津波で浸水した仙台空港を再生させるため排水ポンプ車を集中投入し、4月13日に空港を復旧・再開することができた。
- 岸壁の被災や家屋や自動車などの多くの障害物が漂流・沈没したことにより、船舶による支援物資の輸送が困難になったことから、迅速な航路啓開を行い、3月23日までに、太平洋沿岸10港全てで支援物資の受け入れを可能にした。

H23.3.13撮影



H23.3.24撮影



3/17より排水開始



仙台空港など、海岸周辺の広いエリアの浸水に対し、排水ポンプ車を集中投入した。総排水量 約500万m³、25mプール14,000杯分を排水。仙台空港復旧・再開(4/13)に寄与した。

出典: 国土交通省東北地方整備局

▲ 仙台空港周辺の排水状況

乗用車の引き上げ(岩手県宮古港)



出典: 国土交通省東北地方整備局

入港状況(仙台塩釜港 海翔丸)



出典: 国土交通省東北地方整備局

3/23までに、太平洋側の10港全てで、航路啓開及び一部の係留施設の復旧により、緊急支援物資の受け入れが可能となった。

流出した木材の除去(宮城県石巻港)



出典: 国土交通省東北地方整備局

荷役状況(石巻港 白山)



出典: 国土交通省北陸地方整備局

荷役状況(大船渡港 清龍丸)



出典: 国土交通省東北地方整備局

▲ 港湾における航路啓開状況

▲ 航路復旧後の入港状況

教訓の活かし方

- 緊急時の対応に備えた平時からの地元の建設業者等との連携
- 道路等の啓開に関するマニュアル作成、港湾BCP(事業継続計画)の作成
- 防災訓練の充実

1. 発災・初動対応期 ④初動対応期の自治体支援(災害直後の通信確保)

【教訓】 大規模災害時に通信が途絶した自治体においては、衛星携帯電話や専用回線(無線)が有効

教訓が得られた背景

- 東日本大震災では被災範囲が広く、電話回線や携帯電話の基地局の被災など、情報通信基盤は大きな影響を受けた。
- 通信設備の障害原因としては、設備の損壊・水没・破損のほか、携帯電話については電源喪失によるものが大きかった。
- 国土交通省では情報共有システム(災害対策室、TV会議)を活用し、本省・東北地方整備局・出先の事務所が一体となった災害対策を行い、通信機能が麻痺した被災自治体の支援が迅速に行われた。
- 国土交通省の全ての地方整備局等の応援により、衛星携帯電話、Ku-SAT(小型衛星画像伝送装置)等を通信が途絶した自治体に配備し、復旧活動を支援した。
- 総務省では、簡易無線や衛星携帯電話等約3,000台を被災自治体に貸し出し、通信機能が麻痺している被災地での復旧活動を支援した。



出典: 瀬戸内順一「東日本大震災における情報通信分野の主な取組～被害の状況・応急復旧措置の概要と今後の課題～」(参議院事務局企画調整室「立法と調査」2011.6 No.317)」

▲津波により被害を受けた通信設備 (NTT女川ビル)



▲衛星電話による通信手段の確保 (岩手県田野畑村)



出典: 国土交通省 東北地方整備局



出典: 国土交通省東北地方整備局

▲衛星通信車



出典: 国土交通省東北地方整備局

▲Ku-SAT (小型衛星画像伝送装置)

3/14までに16自治体と通信機器(衛星携帯電話、Ku-SATなど)によるホットラインを設立。

教訓の活かし方

- 大規模震災に対応できる連絡体制(広域的な連絡網、現場レベルも含めた連絡体制)の構築
- 電力事業者も含めた停電対策の強化(携帯電話基地局などの増設と耐震化)
- 復旧の迅速化に資する携帯電話の大ゾーン基地局などの更なる構築
- 孤立集落等の通信確保に資する衛星携帯電話の配備の推進
- 自治体における衛星通信機器の配備、非常電源等の確保

2. 応急復旧・被災地応急対応期 ① 広域交通基盤の緊急復旧

【教訓】 応急復旧に備えた資機材の確保や速やかな工事契約による迅速な応急復旧の実施が重要

教訓が得られた背景

- ・震災1ヶ月後の4月10日に道路の応急復旧が終了し、国道45号(迂回路利用区間を含む)、6号(原発規制区間以外)の通行を確保した。
- ・大規模に被災した河川・海岸堤防等36箇所の緊急復旧を行い、救援活動等に資する道路兼用堤防5箇所に関しては3月31日までに全て交通機能を確保、9月1日には全箇所が完了した。
- ・応急組立橋の設置等による速やかな復旧や応急復旧のための速やかな工事契約が行われたことにより、迅速な復旧が行われた。

＜国道45号 岩手県陸前高田市 川原川橋(橋長L=29m)＞

被災状況



復旧状況



起点側橋台背面の盛土が全て流出した箇所(流出道路延長L=11m)をまたぐ応急組立橋を架橋し、3月25日に国道340号と連結する交通路確保、4月6日2車線確保。

＜国道45号 宮城県気仙沼市 二十一浜橋(橋長L=17m)＞

被災状況



復旧状況



橋台両側の背面盛土が流出した箇所(流出道路延長 仙台側L=約30m、陸前高田市側L=約20m)をまたぐ応急組立橋を架橋し、4月4日交通路を確保。

▲橋台背面盛土が全て流出した箇所に、緊急的に応急組立橋を架橋した事例

＜北上川:宮城県石巻市釜谷地区＞

被災状況



復旧状況



津波による道路兼用堤防流出。道路兼用堤防で交通路を確保(暫定1車線で供用)。

▲河川の緊急復旧の事例

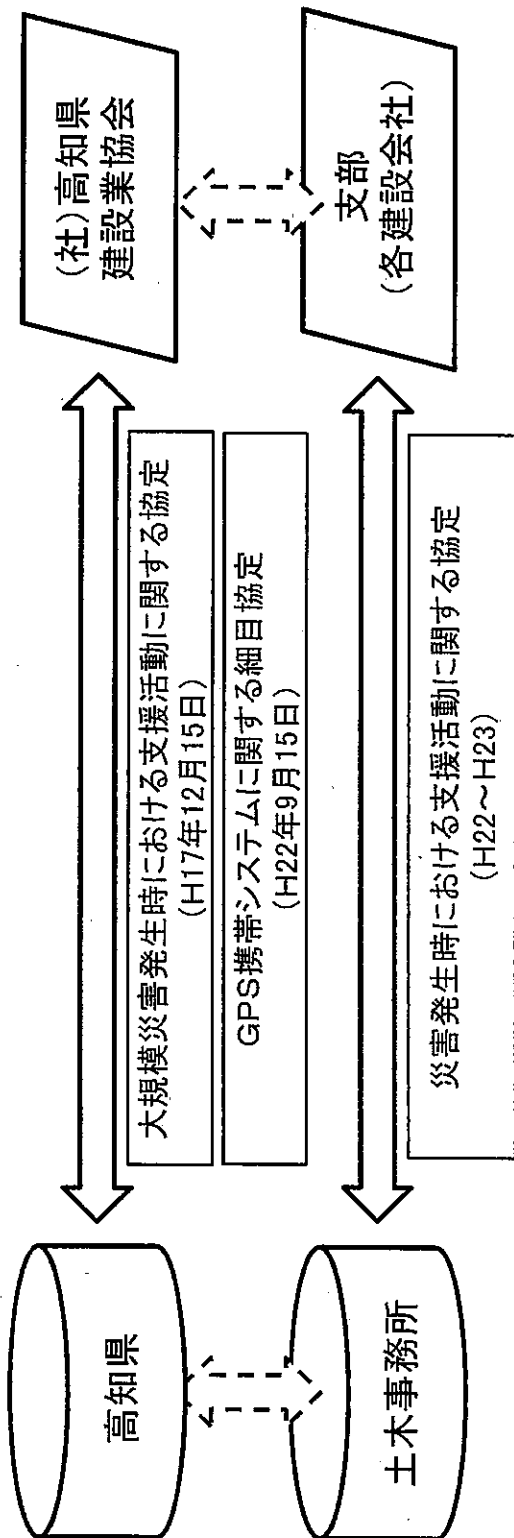
教訓の活かし方

- 応急仮設橋、通行規制や交通誘導に関する資機材の備蓄
- 緊急輸送道路の橋梁等における耐震化・長寿命化対策
- 迅速な応急復旧のための速やかな工事契約の運用(緊急随意契約の採用)

5 県と建設業界との連携の状況

南海地震に備えて地域防災力を向上させる仕組み

地域防災力を担う建設業との連携を確実にするために、建設会社の事業継続計画(BCP)の策定を県内に広く普及させ、地域の災害対応力の強化を図る。



○土木事務所の業務継続計画(案)の策定

- ・12の出先機関で業務継続計画(案)を策定
- ・建設業界との共同訓練等を通じて内容を充実

○建設会社のBCPの策定

- ・県内の建設会社のBCP策定を促進
- ・行政との共同訓練等を通じて内容を充実

建設会社のBCP策定を促進させるための新たな方策

○県の取組内容

- 建設会社のBCP認定制度の創設 (H24年度)
- 対象会社は、土木一式工事のA及びB等級
- 建設会社がBCPを策定するインセンティブを付与するため、入札契約制度における評価方法について検討

業務委託

(社)高知県建設技術公社

建設業事業継続計画認定業務委託

- 申請書類の受付
- BCPの事前チェック
- 審査会の運営 など

(参考)国のBCP認定企業 四国131社(うち高知県37社)

高知県が締結している防災に関する協定一覧（建設業協会関係）

協定名称	相手方	締結日
大規模災害発生時における支援活動に関する協定	(一社) 高知県建設業協会	H17.12.15
大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定	(一社) 高知県建設業協会	H22.9.15
災害発生時における支援活動に関する協定書	(一社) 高知県建設業協会室戸支部	H23.5.24
	(一社) 高知県建設業協会安芸支部	H23.5.20
	(一社) 高知県建設業協会南国支部	H23.5.12
	(一社) 高知県建設業協会嶺北支部	H23.7.26
	高知地区建設業協会	
	(一社) 高知県建設業協会高知支部	H24.9.19
	(一社) 高知県建設業協会伊野支部	H23.3.15
	(一社) 高知県建設業協会高吾北支部	H22.9.29
	(一社) 高知県建設業協会高陵支部	H23.6.8
	(一社) 高知県建設業協会高幡支部	H23.3.10
	(一社) 高知県建設業協会中村支部	H23.4.1
	宿毛地区建設業協会	
(一社) 高知県建設業協会土佐清水支部	H20.8.29	
		H23.3.14

大規模災害発生時における支援活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、高知県内で発生した大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）における初期段階の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合の初期段階において、乙に所属する会員等の情報提供や保有する資材、機材、技術者等の出動による支援活動により、甲の管理する公共土木施設における迅速な被災状況の把握や災害応急対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（乙の行うべき平常時の準備）

第3条 乙は、甲の大規模災害への対応を支援するため、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し把握する。

- (1) 協会内の支援体制
- (2) 会員等からの情報収集体制
- (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等の実態

（乙の支援内容）

第4条 甲からの支援要請に基づき、乙は協会内の支援体制を基本に、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- (1) 公共土木施設に関する被害情報の提供
- (2) 障害物の除去および応急復旧
- (3) その他、甲が必要とする業務

（費用の負担）

第5条 第4条に規定する支援活動に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

(有効期間)


第6条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、
甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継
続する。


(協議)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じ
たときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各
自1通を保有するものとする。

平成17年12月15日

高知市丸ノ内1丁目2-2-0
甲 高知・県
知事 橋本 大工 

高知市本町4丁目2-15
乙 社団法人高知県建築業協会
会長 井上 

大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における支援活動に関する協定第4条第1項第1号に基づき、公共土木施設に関する被害情報の提供に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が所有する「GPS携帯による災害情報共有システム」（以下「GPS携帯システム」という。）の活用により、甲の管理する公共土木施設における被害状況の把握を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（情報提供）

第2条 乙に所属する会員は、甲の管理する公共土木施設に災害が発生又は発生の恐れがある状況を確認したときは、電話等の方法により、速やかに甲に報告するとともに、GPS携帯システムによる情報提供を行うものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の情報提供に要した経費については、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年9月15日

甲 高知市丸ノ内1丁目2-20
高知県
知事

尾崎正道

乙 高知市本町4丁目2-15
社団法人高知県建設業協会
会長

三谷一彦



災害発生時における支援活動に関する協定

高知県須崎土木事務所(以下「甲」という。)と高知県建設業協会高陵支部(以下「乙」という。)は、災害発生時における支援活動の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、広域的かつ甚大な災害の場合は、高知県と高知県建設業協会が締結する大規模災害発生時における支援活動に関する協定に基づき、支援活動を実施する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、津波、台風、集中豪雨等による災害が須崎市、中土佐町、津野町及び梶原町において発生した場合に、乙による支援活動により、すみやかな災害復旧を図ることを目的とする。

(支援活動の内容)

第2条 乙の会員は、甲からの支援要請があった場合は、次の各号に掲げる支援活動を行う。

- (1) 公共土木施設に関する被害情報の提供(以下「情報提供」という。)
- (2) 障害物の除去及び応急復旧(以下「緊急応急工事」という。)
- (3) その他、甲が必要と判断し要請する業務

(乙の平常時の準備)

第3条 乙は、平常時から次の各号に掲げる項目について整備し、把握しておくものとする。

- (1) 支部協会内の支援体制
 - (2) 会員からの情報収集体制
 - (3) 出動が可能な資材、機材、技術者等の実態
- 2 乙は、甲から要請があった場合は、前項に関する情報を甲に報告するものとする。

(実施体制の確保)

第4条 甲は、災害発生時における応急復旧の実施体制をあらかじめ決めておくものとする。

2 甲は、前項の実施体制を決めるときに必要な場合は、前条第2項による乙の情報を参考にするものとする。

(情報提供の要請)

第5条 甲は、公共土木施設の被害状況を把握するため情報提供の支援活動が必要な場合は、乙の会員に対し、情報提供を要請するものとする。

2 乙の会員は、甲から前項の支援要請を受けた場合は、公共土木施設の被害状況を調査し、電話や「GPS携帯による災害情報共有システム」の活用により情報提供を行うものとする。

3 乙の会員は、甲からの支援要請の有無にかかわらず、甲の管理する公共土木施設に災害が発生又は発生の恐れがある状況を確認したときは、積極的に情報提供を行うものとする。

(緊急応急工事の要請)

第6条 甲は、乙の会員に対し緊急応急工事を要請する必要がある場合は、実施場所、実施内容その他必要な事項を記載した書面により、第4条の実施体制に基づき甲が選定した者に緊急応急工事を要請するものとする。ただし、緊急を要する等により、書面によることができない場合は、この限りでない。

2 前項の緊急応急工事を施工した乙の会員は、この工事を完了したときには、甲に対して、次に掲げる事項を書面にて報告するものとする。

- (1) 実施内容及び実施場所
- (2) 従事した者の氏名及び活動時間
- (3) 使用した資機材の数量及び機器類の使用時間
- (4) その他甲が必要とする事項

(費用の負担)

第7条 第2条に規定する支援活動に要した経費のうち、第2号及び第3号については甲が負担するものとし、第1号については甲は負担しないものとする。

(第三者等に対する損害)

第8条 乙の会員が支援活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙並びに乙の会員が協議して定めるものとする。

(情報交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うものとする。



(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

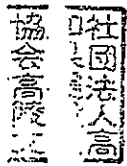
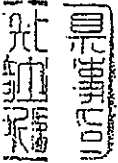
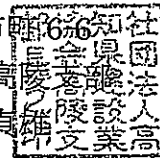
この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月8日

甲 <住所> 高知県須崎市東古市町 6-26
高知県須崎土木事務所
所長 木原 康

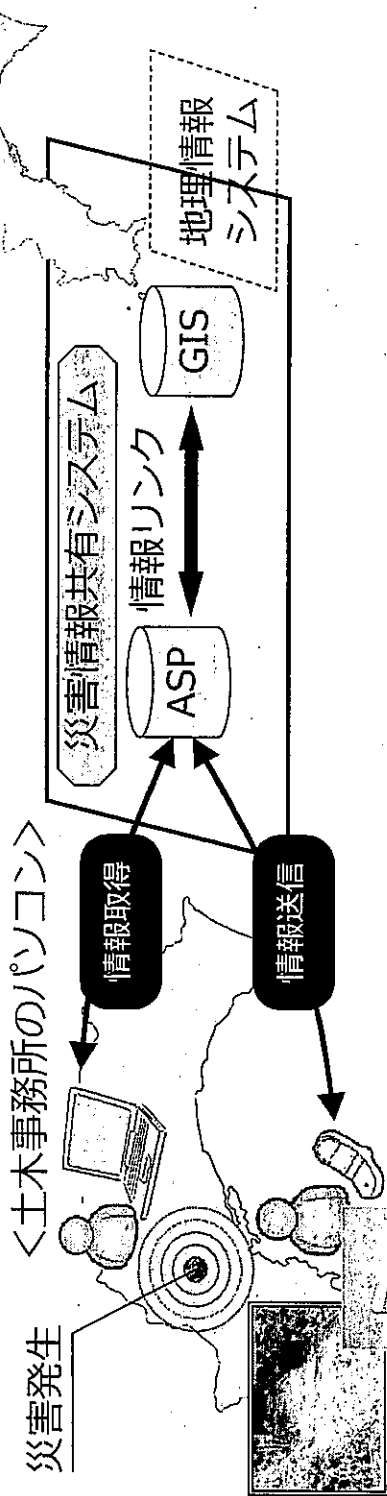


乙 <住所> 高知県須崎市南古市町 6-6
高知県建設業協会高知支店
支部長 杉本 貞



GPS携帯による災害情報共有システム

システム全体像



情報収集の
スピードと精度が
向上!

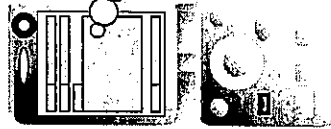
<システムの特徴>

- 位置情報 & 被害状況を瞬時・同時に確認!
- 地図上で被害範囲を確認!
- 被害情報のデータベース化!

建設業者 <協会会員>

システム運用の流れ

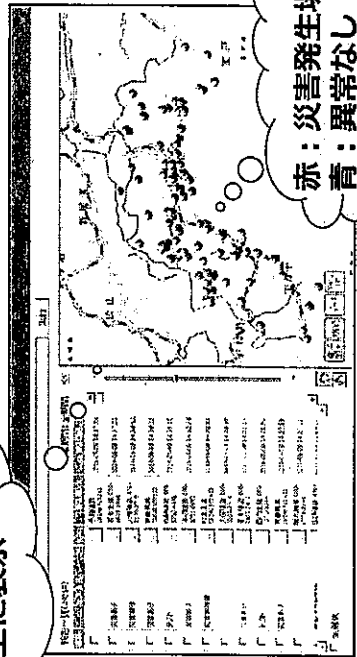
① 災害情報収集



- ・ 現場写真を撮影
- ・ GPS情報を取得
- ・ メールに写真を添付して送付

建設業者 <協会会員>

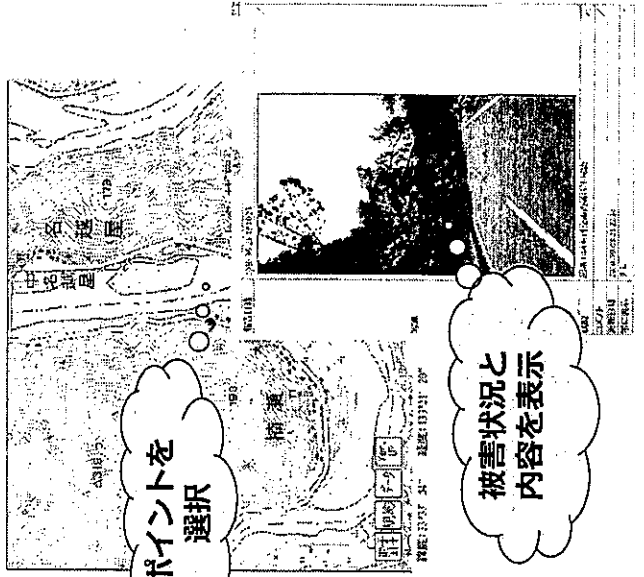
② 災害場所を確認



赤：災害発生場所
青：異常なし

<県土木事務所のパソコン>

③ 災害内容確認



ポイントを
選択

被害状況と
内容を表示

○「GPS携帯災害共有システム」実用訓練

〈（社）高知県建設業協会と県土木事務所との共同訓練〉

1 訓練の概要

(1) 目的

台風、豪雨、地震災害に備え、平成22年2月に導入した「携帯電話のGPS機能を活用した災害情報システム」の訓練を平時から実施することにより、災害発生時のより円滑なシステム運用を図る。

(2) 内容

- ・「災害情報システム」を利用し、参加企業による写真撮影及びメール送信を行う実用訓練
- ・県土木事務所及び協会本部による送信データの収集・集約訓練

(3) 実施時期

平成24年2月27日 ～ 平成24年3月2日

(4) システム登録数

企業 304社 登録台数 362台

2 実施結果

訓練実施企業数 170社 (55.9%) 台数 195台 (53.9%)

高知県建設業BCP認定制度実施要綱

1. 目的

今世紀前半にも発生することが予測されている南海トラフの巨大地震は大規模広域災害であるため、事前の対策によって被害軽減を図るとともに、地域の力によって早期復旧を目指すことが求められている。特に、緊急対応時に最前線で活動することが期待されている建設業においては、行政機関と連携しながら災害対応力の強化を図り、応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておく必要がある。そのため、県内の建設会社で行っている事業継続力を高める取り組み（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を審査し、認定することで、各建設会社の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを推進することを目的とする。

2. 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 「審査要領」とは、県が策定する「高知県建設業BCP認定審査要領」（以下「審査要領」という。）をいう。
- (2) 「審査」とは、申込された建設業BCPについて、審査要領に適合しているか否かについて審議することをいう。
- (3) 「新設合併」とは、二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継させることをいう。
- (4) 「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させることをいう。
- (5) 「事業譲渡」とは、会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡することをいう。

3. 認定の概要

審査要領をもとに審査を行い、適合した申込会社に対し、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証を交付する。

(1) 認定対象となる建設会社

高知県建設工事競争入札参加資格者の内、「土木一式工事」の「A等級」及び「B等級」に格付けされている高知県内に本社を有する建設会社とする。

※「四国建設業BCP等審査会」で既に認定証を授与されている建設会社
認定の有効期間に限り、審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとする。

(2) 審査

建設会社の策定する事業継続計画の内容や実効性について、「高知県建設業BCP審査会」（以下「審査会」という。）において審査する。

(3) 認定証等の交付

審査会の審査結果をもとに、県で認定の可否を判断し、認定証を交付する。
認定されなかった建設会社に関しては、非認定通知書を交付する。

(4) 認定証の有効期間

認定証の有効期間は3年間とする。

(5) 不適合通知

申込において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、審査会事務局（高知県土木企画課）において事実関係を確認し、審査会に諮ったうえで不適合通知書を交付する。

なお、不適合通知書の交付を受けた建設会社からの再申込は、不適合通知書を交付をした日より1年間にわたり再申込を受け付けないものとする。

(6) 認定の取消し

認定証の交付を受けた建設会社が次の事項に該当する場合は、審査会に諮ったうえで認定取消し通知書を交付する。

なお、①及び④に該当する場合で、認定取消し通知書の交付を受けた建設会社からの再申込については、認定取消し通知書を交付した日から1年間にわたり受付ないものとする。

- ① 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が新設合併した場合。
- ③ 認定証の交付を受けている建設会社が土木一式工事に該当する事業を譲渡した場合。
- ④ その他認定の取消しが必要と認められる場合。

(7) 吸収合併又は事業譲渡等による認定の継続

認定証の交付を受けた建設会社による吸収合併又は事業譲渡等が次の事項に該当する場合は、適宜審査会に諮ったうえで認定の継続を認める。この場合、建設会社に対して事務局は、速やかに継続更新の申込を行うよう通知する。

なお、申込期限までに手続きが行われない場合は、審査会の承認を受けて認定取消し通知書を交付する。

- ① 認定証の交付を受けている建設会社が吸収合併の存続会社となった場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が事業譲渡を受けた場合。
- ③ その他認定の継続が必要と認められる場合。

4. 認定会社の公表

認定された建設会社名については、県が公表する。

5. その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

6 災害対応に関する企業の評価

経営事項審査における企業の社会性評価の概要

項目	W (素点)
労働福祉の状況	
雇用保険加入の有無	△40～0
健康保険加入の有無	△40～0
厚生年金保険加入の有無	△40～0
建設業退職金共済制度加入の有無	0～15
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	0～15
法定外労働災害補償制度加入の有無	0～15
建設業の営業継続の状況	
営業年数	0～60
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	△60～0
◎ 防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	0～15
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	△30～0
指示処分の有無	△15～0
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	0～20
公認会計士等の数	0～10
二級登録経理試験合格者の数	
研究開発の状況	
研究開発費	0～25
建設機械の保有状況	
建設機械の保有及びリース台数	0～15
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	
ISO9001の登録の有無	0～5
ISO14001の登録の有無	0～5

入札参加資格審査における地域点数の概要

【 地域点数の審査項目 】

項目区分	審査項目	内 容	評価幅	適用業種
技術力	工事成績評定	前年度及び前々年度の高知県発注工事の各工事成績評定	-120 ～ 120	土木・建築
	優良工事表彰	当該年度に受けた高知県優良建設工事表彰 (知事賞25点・優良賞15点)	0 ～ 50	土木
	監理技術者数	継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内に監理技術者講習を受講している監理技術者 (1人1点)	0 ～ 50	土木
	技術研修 (CPDS)	継続学習制度 (土木施工管理/CPDS) における登録学習単位数 (6単位1点)	0 ～ 20	土木
	特許・実用新案	土木一式工事に係る特許権・実用新案権の取得 (1件2点)	0 ～ 20	土木
	安全対策	建設業労働災害防止協会に加入	0 ～ 5	全業種
	計			-120 ～ 265
経営力	公共元請完成工事	前年度の土木一式工事における公共工事元請受注完成工事高 (1千万円1点)	0 ～ 30	土木
	工事施工能力評定	経営事項審査の年間平均完工高に係るX1評点 (X1点×0.1)	0 ～ 230	土木・建築 以外
	指名停止	審査基準日前1年間に於いて開始された指名停止 (1月△10点)	-60 ～ 0	土木
	計			-60 ～ 260
社会性	ISO・エコアクション	ISO14000の登録又はエコアクション21の登録	0 ～ 20	全業種
	次世代育成支援	次世代育成支援企業認証の取得	0 ～ 20	全業種
	従事職員数	継続雇用期間が1年を超える常勤の従事職員 (1人1点)	0 ～ 50	土木
	障害者雇用	継続雇用期間が1年を超える障害者の雇用	0 ～ 20	土木
	◎ 災害協力	・ 県の要請に基づく災害時等の復旧工事への貢献 (1件4点) ・ 災害協定に基づく、GPS携帯による災害情報共有システムの協力企業としての登録 (10点) ・ 消防団協力事業所表示制度の認定 (10点)	0 ～ 40	土木
	県産品の使用	前年度の県発注工事における高知県内産の木材及びコンクリート2次製品の使用 (1工事4点)	0 ～ 20	土木
	地域ボランティア	県のふれあいの道づくり支援事業で行った活動 (1回2点) 及び県の海岸緊急清掃事業で行った活動 (1回4点)	0 ～ 20	土木
	計			0 ～ 190
合計			-180 ～ 716	

総合評価方式における企業評価の概要

評価項目	評価基準	配点	
企業 の 評 価	技術力評価(必須項目)		
	同種・類似工事の実績 (平成10年度以降)	施工実績 4件以上 施工実績 2件以上4件未満 施工実績 2件未満	10 5 0
	同種・類似工事の成績評定 (平成20年度以降)	成績評定の平均点 80点以上 成績評定の平均点 75点以上80点未満 成績評定の平均点 70点以上75点未満 成績評定の平均点 70点未満	15 10 5 0
	直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	成績評定 65点未満 無 成績評定 65点未満 有	0 -5
	技術力評価(選択項目)		
	優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞 他機関表彰 受賞 表彰 無	7.5 5 0
		ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5
	ISOマネジメントシステム審査 登録等の有無	ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ又は若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5
		ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0
	舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	10
		ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は、当該工事のAS舗装工を自社で施工する	5
		ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する	0
	地域性・社会性評価(選択項目)		
	地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有	15
		当該工事と同一市町村内に営業所 有	10
		当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	0
	地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当	10
		" 15点以上20点未満相当	8
		" 10点以上15点未満相当	6
		" 5点以上10点未満相当	4
		" 1点以上5点未満相当	2
		ボランティア活動 無	0
	◎ 重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有	10
		バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	0
◎ 消防団への加入又は消防団協 力事業所表示制度の認定の状 況 (前年度実績)	加入又は認定 有	10	
	加入又は認定 無	0	
◎ BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10	
	BCPの認定 無	0	
独占禁止法違反等による指 名停止の状況	指名停止 無	0	
	指名停止 有	-10	
配 置 予 定 技 術 者 の 評 価	技術力評価(必須項目)		
	同種・類似工事の実績 (平成10年度以降)	施工実績 4件以上 施工実績 2件以上4件未満 施工実績 2件未満	10 5 0
	同種・類似工事の成績評定 (平成20年度以降)	成績評定の平均点 80点以上 成績評定の平均点 75点以上80点未満 成績評定の平均点 70点以上75点未満 成績評定の平均点 70点未満	15 10 5 0
	技術力評価(選択項目)		
	優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10
		高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞 他機関表彰 受賞 表彰 無	7.5 5 0
		継続学習制度(CPD)への取り 組み (社)全国土木施工管理技士 会連合会、(社)日本技術士 会、(社)日本建築士会連合 会、建築設備士関係団体CPD 協議会、(社)土木学会の何れ かの取得単位数 (有効期間:過去5年間)	推奨単位の5/10以上 推奨単位の3/10以上5/10未満 推奨単位の1/10以上3/10未満 推奨単位の1/10未満
	配置予定技術者の資格	1級国家資格 有 上記以外	10 0

議 題 2

前回の議論整理と建設業活性化への方向性について

第 1 回検討委員会でのご意見等について

第1回委員会でのご意見等について

番号	第1回委員会 でのご意見等	事務局からの報告
1	検討委員会の立ち位置について	<p>○資料8(3ページ)参照</p>
2	災害協定を締結している事業者について、重機の固定資産税の減免措置の検討	<p>○地方税法の固定資産税の減免規定は、天災や貧困などの特別の事情がある場合に首長が減免することが出来る規定であり、現実的には減免は困難</p> <p>○国の平成24年度補正予算…建設業災害対応金融支援事業 災害協定を締結している中小企業の建設機械購入の金利の一部を助成 (平成25年1月11日～平成26年2月28日購入等分)</p> <p>○他の都道府県における補助・助成等の制度について (平成25年5月調査)(回答数38都道府県) いずれの都道府県でも制度は無し</p>
3	公共工事の直近数年の見通しを、項目として追加	<p>○県の平成25年度予算…5年連続で前年度を上回る普通建設事業費を確保 昨年度3月補正の経済対策分を含めた13ヶ月予算では平成16年度以来 9年振りに1千億円を超えた。</p>
4	東日本大震災での具体的な問題点についての追加	<p>○資料4(28ページ以降)参照</p>

番号	第1回委員会 でのご意見等	事務局からの報告
5	他の都道府県での同様の検討事例	<p>○他の都道府県での委員会等での検討状況 (平成25年5月調査)(回答数38都道府県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の行政と建設業界の連携について検討 ……1県 ・地域をよく知る建設業者の確保策について検討 ……0県 ・両方にまたがって検討 ……1県 <p>○事例…資料8(9ページ)参照</p>
6	四国版くしの歯作戦等道路啓開に 関する資料の提示	<p>○国…緊急輸送路の確保と啓開・復旧オペレーション計画の策定</p> <p>○県…今後、優先啓開防災拠点の選定や優先啓開ルートを選定</p>
7	応急復旧工事を建設業協会の支 部に発注する方法の検討(中越地 震での対応例に関して)	<p>○新潟県…協定に基づき建設業協会支部に応援要請し、支部が斡旋した 支部協会会員に業務を依頼</p> <p>○高知県…事前に協会支部の協力により応急復旧の実施体制をあらかじめ 決定しており、災害時にはその実施体制に基づき県が選定した 業者に業務を依頼</p> <p>○現在の体制で対応できない、大規模災害時の対応の検討が必要</p>
8	東北の除雪作業に類似するような 包括契約や複数年契約が可能と 思われる事業の整理	<p>○高知県における除雪類似事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木構造物の維持管理業務 <p>○道路パトロールについては、道路維持管理業務と併せて発注</p> <p>○包括契約・複数年契約の課題</p>
9	県建設業協会の支部ごとの所属 状況	<p>○土木部会427企業、建築部会50企業、下水道部会1企業</p> <p>○土木部会の各支部別企業数は資料1(8ページ)参照</p>

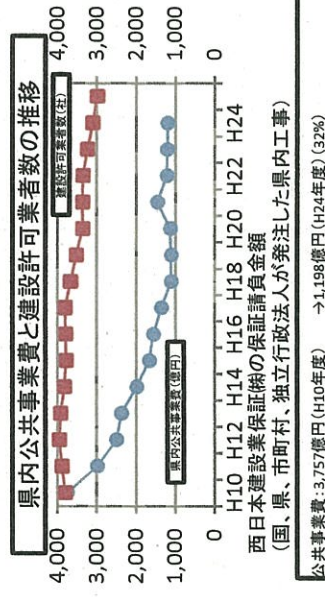
第 1 回検討委員会でのご意見等について
〈資料〉

県内建設業の活性化に向けた方向性

県内建設業を取り巻く環境の変化

建設投資の急激な減少

・建設業者過剰構造
県内公共事業では、中長期的に事業費が減少している。一方で、建設業者数は減少しているものの、その減少は緩やか。



地域防災・地域維持業務の役割の増加

・住民の安全を守るため、災害時の対応や、土木施設の維持管理・老朽化対策の役割が増加

談合廃絶への社会的要請

・談合に対する県民の厳しい批判
・建設業界の法令遵守徹底への取組

品質の確保に対する懸念

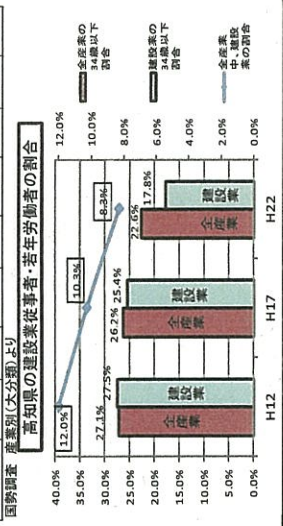
・極端な低価格による受注
→建設生産物の品質確保に対する懸念

産業としての魅力の低下

・労働条件等の悪化(社会保険未加入問題等)

・県内建設業従事者の高齢化、若年労働者の新規入職の減少、人口減少による建設産業の将来の担い手不足の懸念

年度	全産業	建設業	対H12 うち建設業 比率
H12	46.0歳	45.0歳	48.1%
H17	47.0歳	46.5歳	48.6%
H22	48.1歳	48.0歳	48.6%



・技術・技能の円滑な承継に対する懸念

活性化に向けた課題

○現場の施工力の向上と企業力の強化

○経営力の強化

・経営力を強化し、競争の中で健全に経営していきける企業として発展

○技術力・施工力の強化

・品質の高い社会資本を供給するために技術力・施工力を強化

○地域防災力の維持・確保

・災害時に対応できるよう、地域をよく知る建設事業者を確保
・事前防災・減災の取組に対応し、土木施設を適正に維持管理し、長寿命化を図る

○「人づくり」の推進

○将来にわたり建設業を支えていける人材の確保

○若者にも魅力のある業界への転換

・就業者が安心して生活していける労働環境
・仕事に誇りを持てる環境

○技術や技能を維持・向上し、次世代へと継承

・培ってきた貴重な技術や技能を次世代へ継承し、品質の高い社会資本を供給

○公正な競争基盤の構築

○公正な競争環境の中で優良な企業が、継続して発展

・法令を遵守しない不良不適格者を排除し、法令を遵守し、適正な経営をしている優良な企業の発展を支援

活性化に向けた取組

○建設業者の強靱化と再編への取組

・経営に対する支援
・再編に対する支援
・技術投資への支援

・個々の企業の実情に応じたハンズオン支援
・新分野進出促進の支援
・県外、海外を旨とした建設業者の支援(モデル発注制度を元にし、県外への売込、海外事務所を活用した海外への売込)

・融合
・合併・協業化の促進への課題調査
・経営状況調査による課題抽出と経営相談の実施

・入札参加資格審査における合併・協業化の特例措置の実施(インセンティブの付与)

・新規
・一般土木施工業者向けの技術力育成プログラムの実施(新技術の活用、情報化施工の活用等による技術力育成)
・自主的な現場見学会、講習会等の促進

地域防災力維持確保対策検討委員会における検討

○地域をよく知る建設業者を確保するための方策
・経営を安定化させるための方策(地域に貢献する企業の評価、新たな入札契約方法の検討、事前防災・減災に対応した企業のあり方)

・マンパワーを確保するための方策(若年入職者の確保、雇用環境の改善に取り組み企業の評価、通年発注できる仕組みづくり等)

○建設産業を支える「人づくり」対応

・優秀な技術者・技能者の評価
・技術者・技能者の処遇の改善
・技術・技能の向上・承継

・優良工事表彰、技術者の評価
・新労務単価導入による賃金水準の確保
・社会保険等未加入対策の強化

・入札参加資格審査での継続学習制度(CPDS)、特許等の評価

○入札契約制度の改革等による公正な競争基盤の確立

・法令遵守の徹底
・コンプライアンス研修
・指名停止等のペナルティ強化

・価格だけでなく、施工技術と経営力を含めた競争の促進
・総合評価方式の適切な運用

・ダンピングの防止
・調査基準価格の見直しや実態の把握等

将来像

高い施工力と経営力を持った企業が、競争の中で発展

人材が集まる魅力のある業界

優良な企業を支える公正な競争基盤

金利が戻ってきます!!

建設企業の重機購入を支援します

(建設業災害対応金融支援事業)

国土交通省では、建設企業が所定の建設機械の購入にあたり、金融機関から購入資金の融資を受ける際の金利の一部、または割賦で購入する際の金利手数料の一部を助成します。

(一財)建設業振興基金(以下、「振興基金」といいます。)で助成申請を受け付けております。手続きの流れや申請書類等は、振興基金の下記ウェブサイトにてご紹介しておりますのでご覧ください。

(一財)建設業振興基金
建設業災害対応金融支援事業ウェブサイト

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

対象者

県、市町村などと災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業(これらの協力会社を含む。)が対象となります。

【中小・中堅建設企業の定義】

資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設企業。

【協力会社の定義】

建設企業の協力会社(下請等)のうち、災害協定に記載されている業務を実施する企業。

対象機種

助成の対象となる建設機械は、平成25年1月11日～平成26年2月28日の間にご購入された建設機械抵当法第2条に規定する「建設機械」のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベルの3機種となります。

ショベル系掘削機(バックホウ)



ブルドーザー



トラクターショベル(ホイールローダー)



※メーカー毎の対象機種リストを、上記ウェブサイトですら順次公表しています。

助成内容

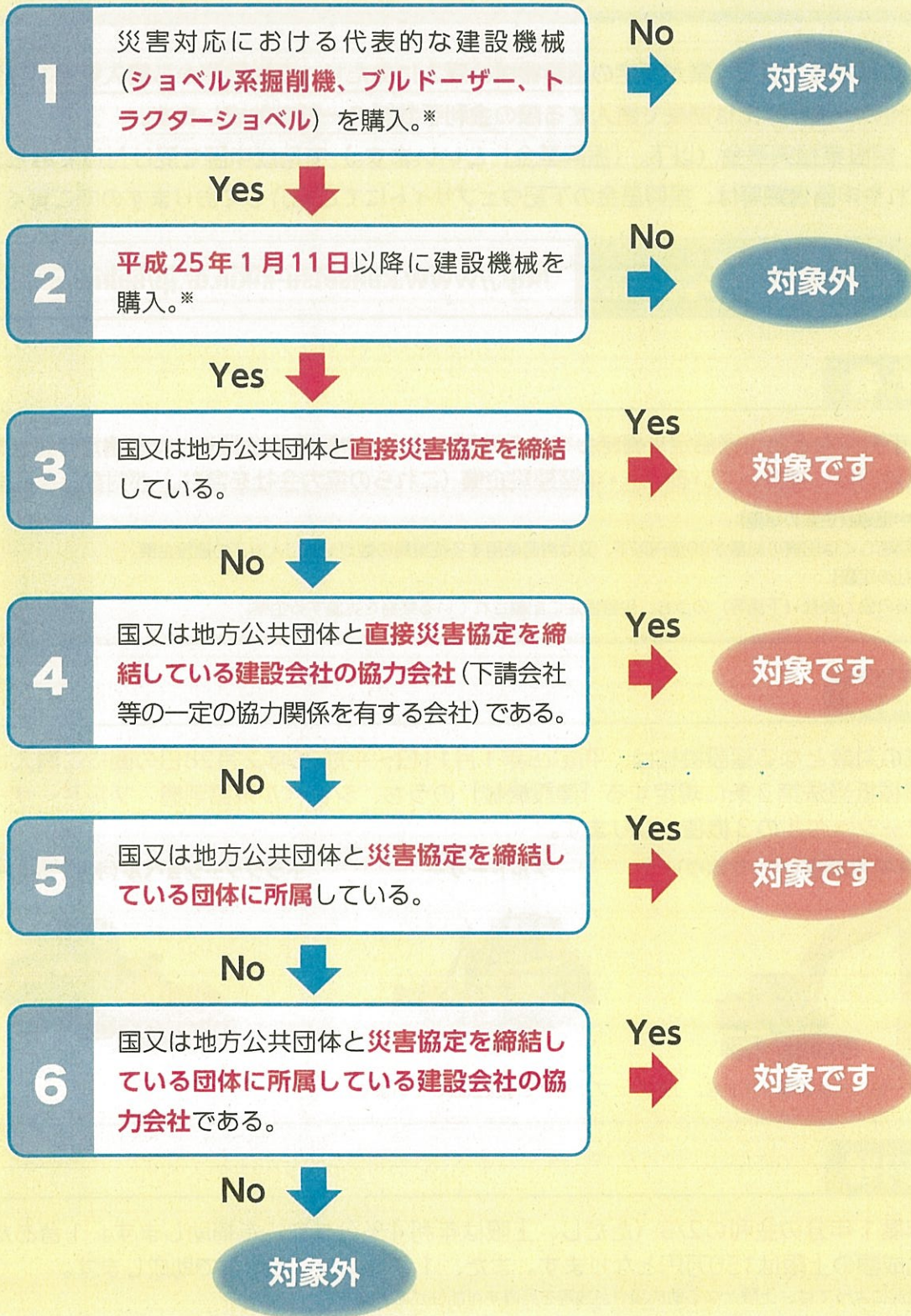
初年度1年分の金利の2/3(ただし、上限は年利4%分まで)を補助します。1台あたりの金利助成額の上限は150万円となります。また、1企業あたり3台まで助成します。

※申請状況によっては、上限となる助成額や台数等を見直す可能性があります。

※東日本大震災により建設機械を滅失等した建設企業が、滅失等した機械の代替として購入する場合は、対象機種、購入時期、台数の制限が緩和されます。詳しくは、振興基金の上記ウェブサイトをご覧ください。

こちらで本事業が利用可能かご確認ください。

【本事業は、建設機械を借入金で直接購入する又は割賦販売で購入する建設企業を支援するものです。】



※なお、東日本大震災で建設機械等を滅失等した建設企業で、滅失等した建設機械の代替として新たに機械を購入される企業に対しては、別途特例を設けております。

本事業の利用例

ケース1

- 購入方法：**金融機関から借入金**
- **調達金額：約750万円**
- 1年目の金利総額：約13万円（金利約2%）

助成金受取額：**約9万円**



ケース2

- 購入方法：**メーカーの販売会社から割賦販売**
- **購入金額：約1700万円**
- 1年目の金利総額：約62万円（金利約4%）

助成金受取額：**約41万円**



ケース3

- 購入方法：**リース会社から割賦販売**
- **購入金額：約5500万円**
- 1年目の金利総額：約175万円（金利約3%）

助成金受取額：**約115万円**



支援申請から支援決定までのスケジュール

- ▶ **1週間程度**（必要書類が同封されていない場合、審査にお時間がかかる場合がございます。また、申請について事前にご相談頂くことも可能です。）

金利助成申請から金利助成実施までのスケジュール

- ▶ **1週間程度**で審査を実施。ただし、実際に助成金が振り込まれるのは**審査後2週間程度**を想定（なお、利子助成申請は、最大で2回まで分けて実施することが可能です。）。

割賦販売をご利用の方はご注意ください

- 当制度の助成対象は、**割賦手数料に含まれる金利相当部分が対象**となります（**動産総合保険料は対象外**）。
- そのため、金利相当部分の金額を確認できる書類（具体的には、割賦販売契約書及びそれに付随する割賦計算書等）が必要となりますので、予めご了承ください。なお、金利相当部分確認用の割賦計算書については、申請建設企業からファイナンス会社に対しお求めください。

手続きの流れ

本事業の金利助成をご希望される方は、**建設機械を購入後、振興基金に対し、必要書類を取り揃え支援申請（簡易書留にて送付）**をしてください。

なお、**申請期限は平成 26 年 3 月 31 日**となりますのでお早めにご申請ください。

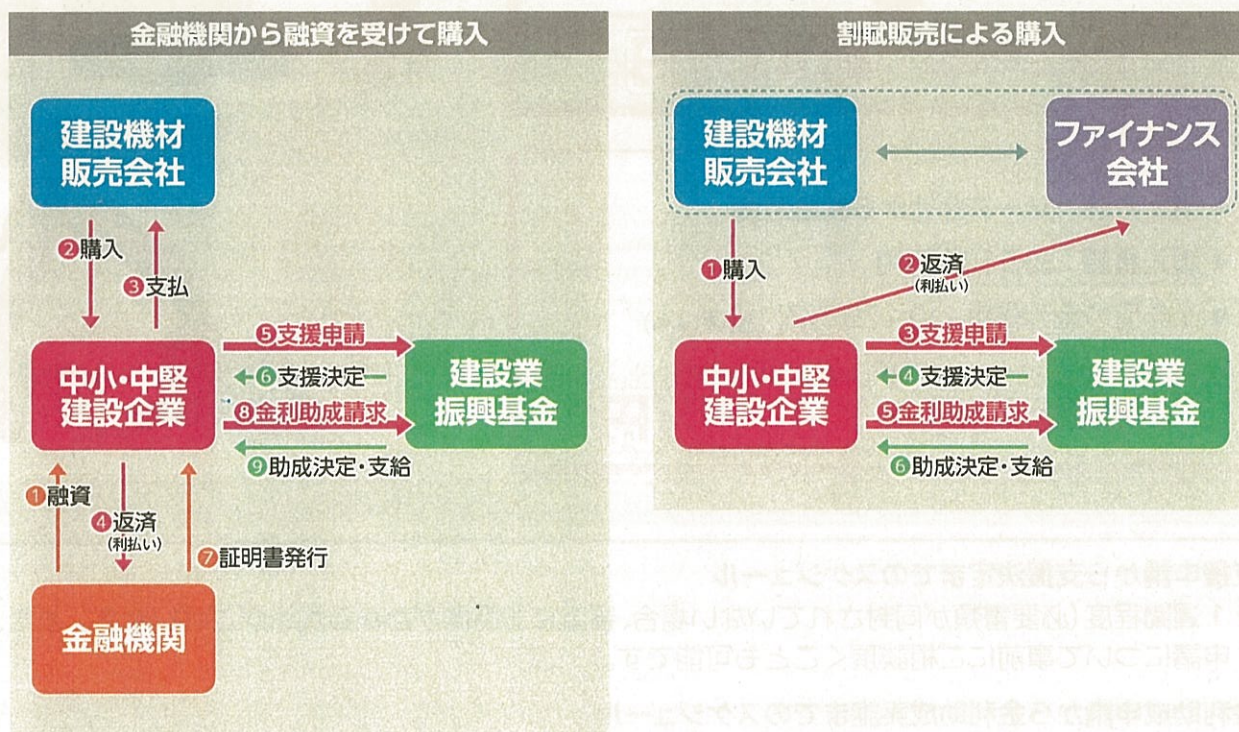
※金融機関から融資を受けて購入する場合と、割賦販売で購入する場合とでは、必要書類が一部異なりますのでご注意ください。

振興基金では、審査の上、支援決定した方には支援決定通知書を送付するとともに金利助成請求のご案内を行います。

※請求のご案内については、利払開始時から半年ごとに実施する予定です。

案内に従い、必要書類を取り揃え金利助成請求（簡易書留にて送付）をしてください。

支援申請、金利助成請求に係る必要書類は、振興基金の下記ウェブサイトからダウンロードしてください。



【リース契約について】

本事業の対象となるのは、金融機関から融資を受けて購入した建設機械、および割賦販売により購入した建設機械となり、リース契約による建設機械は対象外となります。

【申請書類書式の入手について】

必要書類、申請書類書式は振興基金の下記ウェブサイトで紹介しております。以下のアドレスからご確認ください。

<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/kenki.html>

お問い合わせ先

(一財)建設業振興基金金融支援部

TEL: 03-5473-4575

FAX: 03-5473-1593

担当: 荒井、丹治

お問い合わせ用メールアドレス

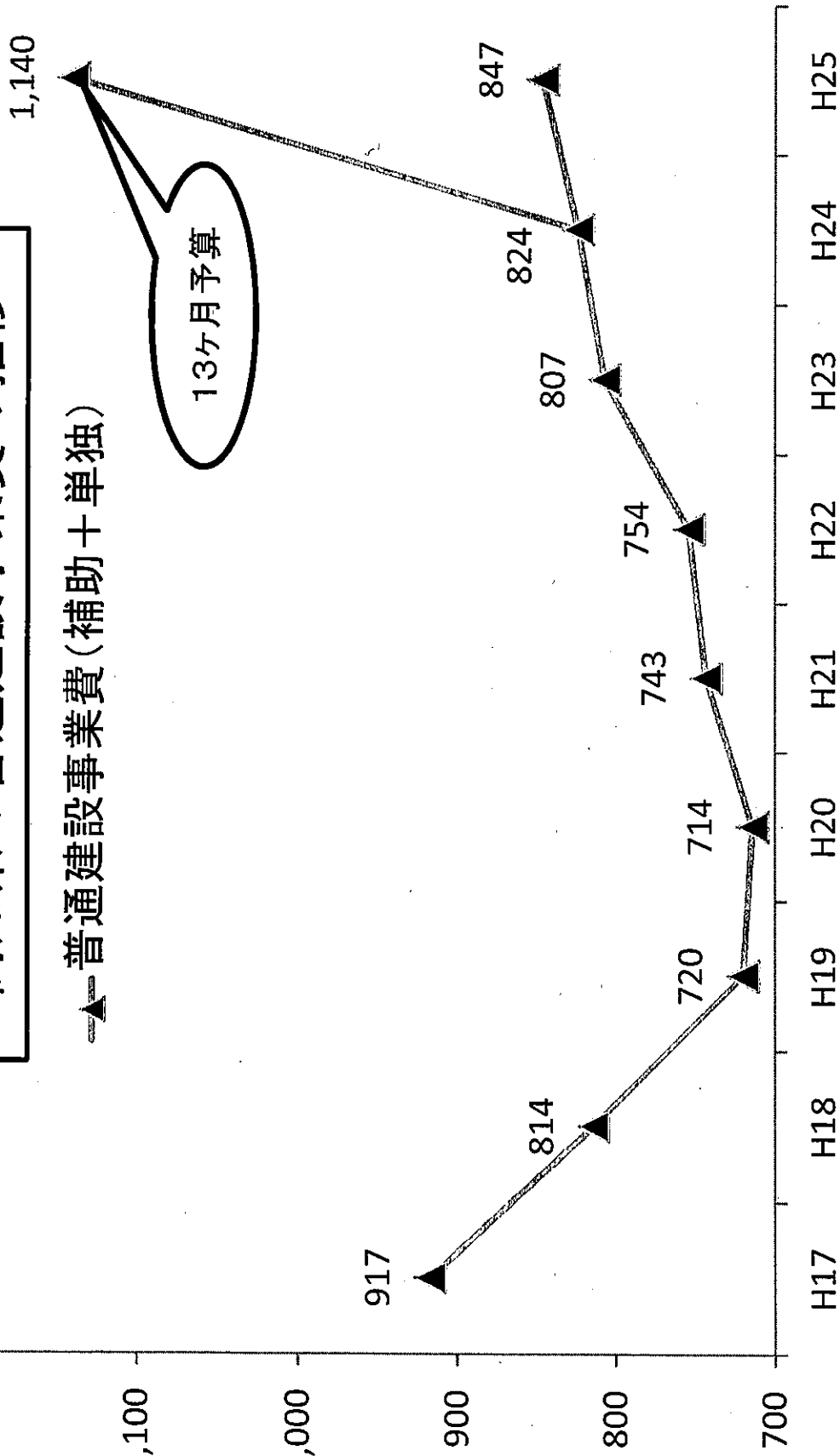
kenki@kensetsu-kikin.or.jp

(単位:億円)

高知県の普通建設事業費の推移

▲ 普通建設事業費(補助+単独)

13ヶ月予算



他県での同様の検討事例

県名	栃木県
委員会等名称	大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連絡会議
設置期間	平成25年4月～
構成員等	県、国土交通省、防衛省、建設業協会等
目的等	大規模な災害が発生したとき、道路・水路の啓開活動、河川の水防活動等の現場において復旧作業等の応急対策業務を円滑に遂行するため必要な事項についてあらかじめ調整することを目的とする。

県名	長野県
委員会等名称	「地域を支える建設業」検討会議
設置期間	平成20年4月～
構成員等	県、業界、有識者
目的等	建設関連産業が地域に根差して活躍できる方策を検討するため、県、業界、有識者が継続的に議論する場として設置

○その他の事例

設置団体	(一財)建設業情報管理センター (一財)建設業技術者センター
委員会等名称	地域建設産業のあり方検討委員会
設置期間	平成22年度～
目的等	都道府県建設業所管部局等の要望を受け、地域ごとの建設産業の特徴を分析し、学識経験者から今後の地域の建設産業のあり方を提言することを目的として設置

「命の道」となる緊急輸送路の確保とともに、迅速な応急対策のための 啓開・復旧オペレーション計画を事前に策定

◎緊急輸送路（信頼性の高い交通ネットワーク）の確保

- “四国8の字ネットワーク”の整備促進
- ミッシングリンク（高速道路未整備区間）の早期解消
- 高知自動車道の信頼性の向上
- 瀬戸内側から太平洋側へのアクセスの信頼性の向上
(R32、33、194、195、197、381、
これらを補完するR193、439、440、441等)
- 港湾及び空港の信頼性の向上

◎啓開・復旧オペレーション計画の策定

- ヘリコプター等による津波・土砂災害発生時の被災状況の
情報収集体制の整備や情報共有体制の確立
- 道路啓開・復旧オペレーションイメージ
STEP1
比較的被害が少ない瀬戸内側の横軸ラインを確保
- STEP2
横軸ラインから太平洋沿岸地域へ乗り込むための
縦軸ラインの確保
- STEP3
縦軸ラインから太平洋沿岸地域のR55～R56
の沿岸ラインを確保
- 海・空からの緊急輸送ルートを早期に確保するため、施設の
応急復旧体制を事前に確立

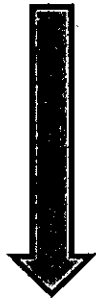


道路啓開・復旧オペレーションイメージ
 ～瀬戸内側から太平洋側へ～

※国土交通省資料一部修正

H24年度

緊急輸送道路の被災想定



- ・津波(津波浸水)
- ・落石・崩壊等(道路斜面危険箇所、高盛土箇所等)
- ・落橋(耐震補強状況、アクセス道の橋梁状況)
- ・液状化(液状化予測範囲、マンホール位置)
- ・建築物倒壊等(倒壊による道路閉塞箇所、未改良箇所、立体交差物件の耐震状況)

H25年度

津波による落橋簡易判定



- ・桁抵抗力津波作用比を用いた評価手法
- ・波高を用いた安全照査法

※緊急輸送道路の被災想定完了
区間別啓開難易度ランクの検討

優先啓開防災拠点の選定



- ・危機管理部、自衛隊と協議
- ・特に優先して啓開すべき防災拠点の選定

優先啓開ルートを選定



- ・直轄国道と優先啓開防災拠点を結ぶルート
- ・優先啓開防災拠点間を結ぶルート
- ・区間別啓開難易度ランクを加味し検討

優先度別道路啓開図面の作成



- ・優先啓開防災拠点、優先啓開ルートの整理

H26年度
以降

事務所別道路啓開計画の策定



- ・優先啓開ルートの精査
- ・土木企画課と協議
業者の配分計画、初動体制の確保等

緊急輸送道路ネットワーク計画の見直し

包括契約や複数年契約の対象となりえる業務について

1 対象となりえる業務

(1) 維持管理委託業務（土木構造物）

- ① 維持管理業務委託とは
県が管理する道路、河川、公園、ダム、海岸、港湾（漁港を含む。）の維持管理を目的とするもの
- ② 維持管理委託の業務内容
 - ア 建設工事としての発注には至らない簡易な補修
 - イ ごく小規模の崩土除去
 - ウ 路面清掃
 - エ 側溝清掃
 - オ 草刈
 - カ 樹木剪定
 - キ 土木構造物の保守又は点検若しくは整備業務
 - ク 除雪、凍結対応 等

(2) 道路パトロール用務

- ① 道路パトロール用務とは
道路の現況及び利用状況を常に正確に把握するため、道路を巡回することにより、道路及び道路附属物の欠陥、破損等の異常、交通に支障を与える道路の障害物等を早期に発見し、道路を常時良好な状態に保持し、もって道路管理の万全を期すことを目的とするもの
- ② 道路パトロールの業務内容
 - ア 道路及び道路の附属物の状況
 - イ 道路工事等の状況、保安施設の状況
 - ウ 道路隣接地における工事等が道路に及ぼしている影響
 - エ 道路の不法使用、不法占用及び不法投棄の有無
 - オ 降積雪及び凍結の状況 等

2 課題点

- ・ 雇用や経営の安定化等に効果が表れるまでの発注にするには、これまでを超える発注規模にまとめることが必要となる
- ・ 規模を大きくして発注した場合、地域をよく知る建設業者によるきめ細かな対応が難しくなる

高知県建設業協会の各支部別会員企業数

平成25年度

部会名	支部名	会員企業数
土木	室戸	19
	安芸	35
	南国	33
	嶺北	14
	高知	73
	伊野	33
	高吾北	33
	高陵	38
	高幡	31
	中村	58
	宿毛	36
	土佐清水	17
	本部	7
	小計	427
建築	建築	50
下水	下水	1
合計		478

議 題 3

検討委員会の今後の議論の方向性について

《検討委員会の進め方について（叩き台）》

1 想定する災害の規模

南海トラフの巨大地震をはじめとする大規模災害

2 想定する災害対応の範囲

大規模災害発生直後の初動対応期から本格復旧期に至るまでの間において、県民の生命・生活を守るために建設業者に担ってもらふ必要のある社会資本の整備（道路等の啓開作業、応急復旧工事等）

3 検討事項

災害対応時に問題となる課題を整理し、地域で災害対応を担う建設業者を引き続き確保していくことが必要

（1）行政と建設業との連携の強化

- ① 災害時の対応を迅速かつ的確に行うための方策
 - ア 行政と建設業の役割分担の明確化
 - イ 作業の優先順位
 - ウ 発注方法のあり方
 - エ 連絡体制の構築
 - オ 通信手段の確保
 - カ 重機、資材の確保
- ② 建設業者の災害対応力の向上のための方策
 - ア 災害協定に基づく合同訓練
 - イ 重機リース会社との提携
 - ウ 他県の建設業者との連携
 - エ 建設業者のBCPの策定促進

（2）地域をよく知る建設業者の確保

- ① 経営安定化のための方策
 - ア 地域に貢献する企業の評価
 - イ 新たな入札契約方法
 - ウ 事前防災・減災に対応した企業のあり方
 - エ 新分野への進出
 - オ 業界再編の動向
- ② マンパワーを確保するための方策
 - ア 若年入職者の確保
 - イ 雇用環境の改善に取り組む建設業者の評価
 - ウ 通年発注できる仕組みづくり

4 スケジュール

- (1) 第1回（平成24年8月開催済）
 - ・建設業を取り巻く環境の変化等について
 - ・検討委員会の進め方について

- (2) 第2回（平成25年6月）
 - ・県内建設業を取り巻く状況等について
 - ・前回の議論整理と建設業活性化への方向性について
 - ・検討委員会の今後の議論の方向性について

- (3) 第3回（平成25年7月）
 - ・行政と建設業との連携の強化策の検討

- (4) 第4回（平成25年8月）
 - ・地域をよく知る建設業者の確保策の検討

- (5) 第5回（平成25年9月）
 - ・全体を通じた検討

- (6) 第6回（平成25年10月）
 - ・報告書の取りまとめ